

## 令和3年6月定例会

令和3年6月7日（月曜日）

### ◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

#### 出席議員（13名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
7番 阿部恭平議員	8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員
10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員	

#### 欠席議員（0名）

### ◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長

齋藤淳 議事係 長

嶋田愛 総括主任

### ◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長

河内耕治 副町 長

板坂憲助 教 育 長

真木吉雄 監 査 委 員

後藤浩 防災・危機管理監兼  
総務課 長

真木秀章 総務課主幹

牧野隆博 政策推進監兼  
企画財政課 長

宇野勝 まちづくり推進課 長

矢作勲 税務町民課 長

堀米清也 健康福祉課 長

増川仁 農林振興課 長併  
農業委員会事務局 長

佐藤晃一 商工観光課 長

須藤俊一 都市整備課 長

今部憲治 上下水道課 長

岸康彦 会計管理者兼  
会計課 長

鈴木淳子 学校教育課 長

秋場弘昭 生涯学習課 長

## ◎ 議 事 日 程

令和3年6月7日（月） 午前9時開議

議事日程第2号

日程第1 一般質問

散 会

## ◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

## ◎ 開 議

午前9時

○漆山光春議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 日程第1、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告者は8名であります。質問の順序については、お手元

に配付のとおりであります。

1番目は5番吉田芳美議員、2番目は10番木村章一議員、3番目は12番細矢誓子議員、4番目は9番丹野貞子議員、5番目は11番石垣光洋議員、6番目は3番植正義議員、7番目は7番阿部恭平議員、8番目は2番齋藤隆議員、以上のとおり決定しております。

本日は、11番石垣光洋議員までとします。

順序に従い、一般質問を進めてまいります。

一般質問の時間は、答弁を含めて60分であります。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で打ち切ります。

## 質 問 通 告 書

令和3年6月河北町議会定例会

質問者氏名	質問事項	質問要旨
5番 吉田芳美議員	1 新型コロナウイルス「ワクチン接種」について	(1) 65歳以上の高齢者に対するワクチン接種希望者への実施状況について (2) 高齢者施設に入居する方へのワクチン接種状況について (3) 16歳以上の方へのワクチン接種について (4) 15歳以下の低年齢層へのワクチン接種について
	2 新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受ける事業者に対して支援金を交付する事業など	(1) 河北町持続化支援金(上限30万円)の申し込み状況について (2) 対象者の売上げ(3月、4月、5月)が前年同月比または前々年同月比で30%以上減少した者とした根拠について

	について	(3) 予算額を余すことなく町内事業所への交付に充てる事について (4) 町民全員に配る3,000円分のかほくほくほく応援券事業の概要について
	3 防災・危機管理体制の整備強化について	(1) 総務課内に「防災・危機管理室」が設置されたが、これまでの環境防災課との変更点について (2) 各地区の自主防災会組織が高齢化と担い手不足で弱体化している。地域防災力を高めるために何を成すべきかについて (3) 賃貸アパートの住民は町内会に未加入の方が多く、地域との交流はいいさいない中で、アパート住民への災害発生に備えた行政指導内容について
10番 木村章一議員	1 これから取り組まれる64歳以下の新型コロナのワクチン接種は、ワクチン供給を軸に、高齢者と同様に地域順の集団接種を中心にしてはどうか。	(1) 河北町の地域番号順にワクチン接種する方式は、電話などでの申し込みの手間無く、早く接種が進み、接種できるおよその日程が分かり、良い方式と評価する声が多いので、64歳以下の町民の接種にも適用してはどうか。 (2) 医療機関で接種する方法は、かかりつけ医のある町民には望まれているが、かかりつけ医を持たない町民には、集団接種が向いているのではないか。 (3) できるだけ速やかにワクチン接種を進めるには、ワクチンの供給を軸に、地域順の集団接種を基本とし、地域間の公平感を保つため、地域の順番を変更してはどうか。
	2 新型コロナの収束までは、引き続き感染対策が重要で、クラスターを発生させない対策として、感染が安価で手軽にすぐ分かる抗原検査を、効果的に取り入れてはどうか。	(1) 抗原検査キットは、1回分が数千円と安価で、自分で唾液から、数十分で新型コロナに陽性かどうか検査でき、精度は90数%といわれている。身近な人が新型コロナに感染した時や、体調不良などで感染が心配な時などに活用できるのではないか。 (2) 国としても、クラスターにさせない対策として、施設や学校、職場などで、感染が安価で手軽にすぐ分かる抗原検査キットの活用をすすめており、町として町民への情報提供と、抗原検査キット活用に支援をしてはどうか。
	3 山林火災や豪雨災	(1) 人手不足が深刻な消防団員の確保に向け、総務

	害、日々の予防消防まで活動している消防団員の、報酬と出動手当を適切な額に引き上げるべきではないか。	省消防庁の通知にあるように、報酬と出動手当を大幅に引き上げる見直しをすべきではないか。
	4 空き家対策を進めるため「河北町空き家等の適正管理に関する条例」を改正し、行政代執行で町が所有者に代わって空き家の解体などができるようにすべきではないか。	(1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態などの、特定空き家の件数と状態はどうか。 (2) 現行の条例に、行政代執行の可否を判断する審議会の設置や、行政代執行の項目を加えるべきではないか。
1 2 番 細矢誓子議員	1 本町における「ヤングケアラー」の認識と対策について	(1) 本町での「ヤングケアラー」の実態の把握と人数の調査について (2) 子ども達が気軽に相談できる「窓口」の設置について (3) 「ヤングケアラー」の周知について (4) 孤立しがちな子ども達にどんな支援が出来るのかについて (5) 学校での気づき、地域での気づきを、救済の為にどのようにつないでいけるかについて
	2 「地域力」の育成・向上に向けた本町の支援策について	(1) 人材育成に寄与する有効な手段について (2) 地域独自の「地域防災計画」の作成時に本町が支援できる施策について (3) 自治体職員が地域活動に参加する利点について (4) 世帯数の少ない町内会が協働して「地域力」を高めていく施策について (5) 「地域力」が町を築いていく事の認識について
9 番 丹野貞子議員	1 溝延橋～三泉橋区間の「寒河江川溝延桜堤」を桜の開花時期に合わせ、一方通行規制することについて	(1) 溝延桜堤の開花期間の車両の通行状況の把握について (2) その年の開花最盛時期に合わせて5日間位、溝延橋から三泉橋に向けて一方通行規制を行い、交通安全対策を行ってはどうか。 (3) 桜堤上流寒河江学園近くの公園駐車場に、日時

		<p>指定の進入禁止と住吉屋方面への迂回路お願いの立て看板を設置してはどうか。</p> <p>(4) 三泉橋方面から来る車も溝延橋方面から来る車も、交通規制期間は住吉屋方面に流れるよう寒河江市と協議し安全な交通の流れを作ることについて</p> <p>(5) 一方通行規制期間の10時から15時までは侵入禁止看板場所に係の人員を配置してはどうか。</p>
	2 寒河江川の桜堤の桜の剪定計画と河津桜を増やすことについて	<p>(1) 桜の剪定時期だと思うが、今後の計画について</p> <p>(2) 早咲き品種の河津桜を増やす計画について</p>
1 1 番 石垣光洋議員	1 新型コロナウイルス感染症対策について	<p>(1) ワクチン接種の見通しを伺う。</p> <p>(2) コロナウイルス感染の検査について伺う。</p> <p>(3) 今後の町の対応について伺う。</p>
	2 農業政策について	<p>(1) 米価下落が予想されるが対策について伺う。</p> <p>(2) サクランボの生産見通しについて伺う。</p> <p>(3) 所得向上対策について伺う。</p>
	3 自殺対策について	<p>(1) 自殺の予防について伺う。</p> <p>(2) 学校、教育現場における自殺予防について伺う。</p>
3 番 榎 正義議員	1 昨年7月の豪雨災害時の避難対応、とりわけ避難所開設・運営について、避難者から多くの意見が出されていることの検証と今後の対策について	<p>(1) 避難所開設・運営と自主防災会との関わりについて伺う。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援と個別計画の点検について伺う。</p> <p>(3) 町は地区ごとに実践的防災訓練を行い、住民の安全・安心に繋げることについて伺う。</p>
	2 紅花資料館は、紅花に特化した全国的にも貴重な資料館であるが、恒常的に入館者の減少が続いている。入館者の満足度を高める努力を行い、入館者数の回復を図る取り組みについて	<p>(1) 紅花資料館の入館者を増やす、抜本的検討の必要性について伺う。</p> <p>(2) 本年度から紅花資料館長、学芸員の配置を行っているが、その狙いと具体的仕事について伺う。</p> <p>(3) 年間を通して栽培される紅花活性化施設と紅花資料館の効果的連携について</p>

	3 本町の観光資源である「いもこ列車」の運行と「いもこ列車・谷地軌道物語」について	(1) いもこ列車の運行を楽しみに町内外から多くの家族連れが訪れ、町の賑わいと活気に繋がっている。運行回数の増加、児童動物園と連携したイベントなど、賑わいのあるまちづくりについて伺う。 (2) 谷地軌道研究会が出版した「いもこ列車・谷地軌道物語」は、谷地の大正から昭和初期にかけて、いもこ列車と本町の経済発展の動きを伝えたもので、現在、動態保存されているいもこ列車と関連付け、活きた郷土史として広くPRすることについて伺う。
7番 阿部恭平議員	1 今後の町の観光について	(1) 紅花資料館の運営方針について (2) 町全体の観光の方向性について
	2 コロナ禍での経済対策と町全体のモチベーションの向上について	(1) 飲食店の利用促進について (2) アフターコロナを見据え、町民が希望を持てるような施策について
	3 令和2年7月豪雨災害を受けての今後の防災について	(1) 減災・防災の推進について
2番 齋藤 隆議員	1 「河北町建築物耐震改修促進計画」の改定について	(1) 令和3年度から令和12年度までを計画期間として改定した「山形県建築物耐震改修促進計画」についての認識はどうか。 (2) 県の改定に伴い「河北町建築物耐震改修促進計画」を見直すべきと考えるがどうか。

○漆山光春議長 それでは、一般質問に入ります。

最初に、5番吉田芳美議員の一般質問を行います。

「5番吉田芳美議員」

○5番（吉田芳美議員） おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

私の最初の一般質問の質問事項の1は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてお伺いしたいと思います。

感染力が強く、重症化リスクの高い変異株N501Yに県内も置き換わったとの報道です。自分を守るため、家族を守るため、周囲の人を守るため、町民は一刻も早いワクチン接種

を希望し、待機している状況です。

本町も4月26日から65歳以上高齢者へのワクチン接種希望者に対する集団接種が西里、溝延、谷地、北谷地、元泉の順に開始されております。医療従事者をはじめ多くの関係者のご努力により、順調に接種が行われていることにまず感謝を申し上げたいと思います。

政府は、6月の最終週までに都道府県に対して高齢者全員が2回の接種ができる量を配分するとして、7月未完了を目指すと発表しました。河北町における見通しについて町長答弁を求め、4点質問いたします。

1点目は、65歳以上の高齢者へのワクチン

接種の状況についてお伺いいたします。

2点目は、高齢者施設に入居する方へのワクチン接種の状況についてお伺いいたします。

3点目は、16歳以上の一般人向けワクチン接種は今後どのようなになるのか、検討内容をお伺いしたいと思います。

4点目は、15歳以下の低年齢層へのワクチン接種は今後どのようなになるか、お伺いしたいと思います。

質問事項の2に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受ける事業所に対して支援金を交付する事業などについてお伺いいたします。

内閣府5月18日発表の2021年1月から3月の国内総生産（GDP）が年率で5.1%減と発表がありました。新型コロナウイルスの影響により、4月から6月期もマイナス成長となる見通しのようです。

終息時期が見通せない中で、雇用関係も日々悪化してきております。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（予算額6,000万円）を最大限に活用し、町内の事業所への事業継続に資する支援金を交付する事業について伺います。

また、地元消費の拡大及び地域経済の活性化を図るため、町民1人当たり3,000円分の応援券、これも予算額6,000万円を、世帯ごとに商品券として配付し、消費喚起を促す事業についてお伺いいたします。

4点質問いたします。

1点目は、6月1日から受付が開始された河北町持続化支援金（上限30万円）の申込み状況についてお伺いいたします。

2点目は、給付条件として対象者の売上げ（3月、4月、5月）が前年同月比または前々年同月比で30%以上とした根拠についてお伺い申し上げます。

3点目は、予算額を余すことなく町内事業

所への交付に充てることについてお伺いいたします。

4点目は、町民全員に配る3,000円分のかほくほく応援事業についてお伺いいたします。

続きまして、質問事項の3に移らせていただきます。

防災・危機管理体制の整備強化についてお伺いいたします。

今年の水防訓練が5月23日に開催されました。昨年の7月豪雨災害で甚大な被害を被った押切地区を会場に、命を守る行動として、介助が必要な方への避難行動要支援者の引率、地区住民に対する避難支援訓練、自主防災会による地区民安否確認など、従来と異なった実践的な水防訓練であったと感じました。令和2年7月豪雨災害の課題を教訓に、振り返りをしっかりと行い、役割分担の下、役割の明確化で災害発生の直後、誰が何をするか、取決めと訓練の繰り返しこそが最も重要ではないでしょうか。

今般の組織改編で、環境防災課が廃止されました。4月からは総務課内に防災・危機管理室が配置され、防災体制の強化を図ることとであり、大いに期待するものです。

懸念事項の一つとして、毎年度の職員の人事異動により、災害発生時に部署別で班体制を整えている現場派遣や避難所運営業務が異動により一変することです。災害は、今後毎年やってくることを想定し、7月豪雨災害で体験した職員の貴重な教訓をゼロリセットすることなく、次の災害に生かす派遣チームの班編成を求めたいと思います。

また、避難所では上司からの指示待ちではなく、職員自ら各持ち場の責任者として共助に向けて指揮命令を出せるように求めたいと考えます。

令和2年7月豪雨災害で、自主防災組織が

機能しませんでした。組織の高齢化が進んでいます。担い手不足も否めません。働き手の多くは町外への勤務です。行政の負担を減らすべく、自主防災組織の重要性は高まるばかりですが、体に無理の利かない高齢者が役員に名を連ねているのが現状です。区長の短期交代もあり、継続性に課題も生じます。あれもこれもとはいきません。このような地域状況を鑑みて、自主防災力を高めるために何をなすべきかなど、お伺いいたします。

私の住む町内会、高南ですが、経営者の異なる7物件の賃貸アパートがあります。外国人の男女30名ほどを含め、約100名ほどの方が居住していると思います。町内会には未加入であり、地域との交流は一切ありません。アパート居住者に対する災害に備えた指導について、行政はどのように取り組んでいるのでしょうか。

3点質問いたします。

1点目は、総務課内に防災・危機管理室が設置されましたが、これまでの環境防災課との違いについてご説明ください。

2点目は、各地区の自主防災組織が高齢化と担い手不足で弱体化しています。地域防災力を高めるために何をなすべきかについてお伺いしたいと思います。

3点目は、賃貸アパート住民は町内会に未加入の方が多く、地域との交流は一切ない中で、アパート住民への災害に備えた行政指導についてお伺いしたいと思います。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。

**○漆山光春議長** 5番吉田芳美議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** おはようございます。5番吉田芳美議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種

についてお答えいたします。

1点目、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種希望者への実施状況について申し上げます。

河北町における65歳以上の高齢者に対するワクチンの接種につきましては、4月26日からサハトベに花を会場とする集団接種を基本として開始いたしました。事前に65歳以上の方に接種の申込みを取らせていただき、接種を希望された方に地区順にご案内を差し上げております。

申込者数は、施設入所者を除き、6月1日現在で5,893人となっております。町内の65歳以上の高齢者の約85%の方が申し込まれている状況であります。

また、集団接種会場まで来場する交通手段を確保するため、希望される方にマイクロバスでの送迎も行っております。

接種状況ですが、町医師会のご協力をいただきながら、6月1日現在で1回目の接種については2,089人、申込みされている方の約35%の方が接種を終了しております。

町では、国の方針に基づき、7月末までの高齢者の2回接種完了に向けて、1回当たりの接種人数を増やし、接種時間を延長し、加速して実施している状況でございます。

2点目の高齢者施設に入居する方へのワクチン接種状況について申し上げます。

高齢者施設の入所者への接種につきましては、それぞれの高齢者が入所している施設内で、嘱託医や施設の医師などにより接種することとなっております。ワクチンの供給状況や施設側の接種体制が整ってから接種を行うこととなっております。5月23日、まとまった量のワクチンが供給されたことを受けまして、町内の高齢者入所者施設である眺葉園、眺葉の家、紅寿の里、ひいなの里、この4施設側において嘱託医との打合せを終え、接種

体制が整ったところから具体的日程を整え、現段階での情報では眺葉園では5月31日から、眺葉の家では6月3日から、既に順次接種を開始しております。また、紅寿の里とひいなの里につきましては、まだ具体的日程は承知しておりませんが、6月中に接種を開始するというふうに聞いているところであります。

3点目、16歳以上の方へのワクチン接種について申し上げます。

16歳から64歳までの方につきましては、新型コロナワクチンの優先順位を医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設などの従事者の次に位置づけております。現在行っております高齢者の方への接種が終了した後に、ワクチンの供給量などを踏まえて順次接種を開始していきたいと考えております。

ワクチン接種を希望される方が安全かつ迅速に接種できるよう、町医師会等からのご意見、ご協力をいただきながら、現在、接種の方法、時間、案内の出し方、接種順番など、具体的に検討を鋭意進めているところであります。

4点目の15歳以下の低年齢層へのワクチン接種について申し上げます。

この点につきましては、5月31日に厚生労働省から通知がありまして、令和3年2月17日から令和4年2月28日までの期間において12歳以上となる者を予防接種の対象に拡大するとの変更がなされました。

16歳以下の方々への接種方法、時期などについては、今後国の指導などを踏まえながら検討を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けている事業者に対する支援金の交付について申し上げます。

まず、1点目の河北町の持続化支援金（上限30万円）の申込み状況について申し上げます。

す。

この6月1日から申請受付を商工観光課のほうで行っております。始まったばかりで、6月3日現在では3件の申請をいただいたという状況であります。

申請方法は、対面接触を避けるため、原則郵送での申込みをお願いしているところでございます。

2点目、対象者の売上げ（3月、4月、5月）が前年同月比または前々年同月比で30%以上減少した者としたその考え方の根拠について申し上げます。

これまで感染症に対する経済対策といたしまして様々な支援策を実施してまいりました。その中で、昨年、30%以上売上げが減少した事業者を対象とした持続化支援金の事業を実施させていただいたところであります。

また、雇用調整助成金の特例措置の要件や、先行して実施した自治体等の事例も参考にさせていただきながら、今回も昨年度と同様、30%以上の売上げ減少の事業者を対象とさせていただいたところでございます。

なお、昨年度と違う点は、昨年度は国の持続化支援金が5割以上の方にありましたので、今回はそれも含んで30%以上ということとさせていただきます。

3点目の、予算額を余すことなく町内事業所への交付に充てることについて申し上げます。

1点目の質問でも答弁させていただきましたけれども、6月1日から申請の受付を開始しておりますけれども、想定としては約400社への支援を見込んで、予算措置をお願いしているところであります。事業者の事業継続に活用していただけるよう、この制度の中身をしっかりと周知してまいりたいというふうに考えております。

4点目の町民全員に配る1人3,000円分の

かほくほくほく応援券事業について申し上げます。

地元消費の拡大及び地域経済の活性化を図るため、町民1人当たり3,000円分の応援券を世帯ごとに配付し、消費喚起を行うことを目的として実施するものであります。

取扱事業所は、町内に本店のある事業所、または町内に店舗のある飲食店で利用でき、募集を行ったところ、現在158事業所から応募をいただいております。

6月中には各世帯に商品券を発送し、7月1日から9月30日までご利用していただくこととなります。ぜひ有効にご活用いただき、地元消費の拡大、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、防災・危機管理体制の整備強化について申し上げます。

1点目の、総務課内に防災・危機管理室が設置されたが、これまでの環境防災課との変更点について申し上げます。

令和2年度までの防災・危機管理体制につきましては、防災、消防、交通安全などは環境防災課防災係の業務、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする危機管理は総務課総務係の業務というふうに、二元化している状況でありました。

近年、災害が頻発化し、激甚化する中にありまして、安心・安全なまちづくりを推進し、町民の皆様の命を守るためには、危機管理も含め指揮命令系統や情報集約等を一元化することが必要と考え、組織を再編したところがあります。

また、人事面では防災・危機管理監と主幹の2人の管理職を配置するとともに、本町としては初めて防災専門員を任用いたしました。町内会版のタイムラインの作成支援、避難訓練に関する指導・助言、避難行動要支援者避難支援の相談などといった業務を担っていた

だいております。

2点目の、各地区の自主防災組織が高齢化と担い手不足で弱体化している。地域防災力を高めるために何をなすべきかという点について申し上げます。

自主防災組織につきましては、活動に必要な資機材の購入費補助、自主防災組織連絡協議会における活動報告や情報交換などを通して、積極的な育成に取り組んできたところがあります。

町の地域防災計画の中では、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班などを編成すること、そういった点と、自主防災組織の編成上の留意事項といたしまして女性の参画、昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討、水防活動や崖崩れなどの巡視など、地域の実情に応じた対応、専門家や元消防団員など経験者の活用を掲げております。

具体的な組織づくりにつきましては、地域の実情に沿ってそれぞれ自らお決めいただくことではございますが、今後は先ほど申し上げました留意事項や計画の中で位置づけている自主防災組織の活動内容について理解を深めるとともに、訓練にも取り組んでいただけるよう、対応を行ってまいります。

また、昨年の災害の際に自主防災組織が機能しなかったとの課題も出されております。昨年の豪雨の反省点や訓練を通して、必要な見直しを図っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

組織の高齢化と担い手不足というご指摘ですが、確かに日中、若い世代の多くは地元を離れて仕事をされているわけですが、その中でもやっていただけること、例えば仕事が休みのときの地区の避難訓練に参加してもらい、地域ぐるみで避難することの意識を高めていただくとともに、地区内でしっかりと話し合

と訓練を重ねていただき、休日や夜間などを含む動ける組織づくりの一翼を担っていただきたいと思いますと考えているところであります。

自主防災組織は、まさに共助の取組となるわけですが、地域防災力の向上に向け、町内会版のタイムラインの作成支援や避難訓練に関する指導・助言等に取り組んでまいりたいと考えており、防災専門員を中心に自主防災組織に関する悩み事や避難訓練を行う際の留意点などについて助言、働きかけを行い、地域全体での取組が推進されるよう努めてまいります。

関連して、町の地域振興総合交付金において、安全・安心の地域づくりの事業として防犯、防火、交通安全等の啓発活動を実施する区や防災訓練を実施する区に対して支援を行ってきておりますけれども、今年度から新たに町内会版の防災行動計画、タイムラインを作成する区や、作成のための活動を行う区に対しても支援するよう、支援対象を拡大したところであります。

3点目のアパート住民への災害発生に備えた行政指導内容について申し上げます。

ご指摘のとおり、町内のアパートなどに入居されている方の多くは町内会に加入されておりませんが、広報かほくなど町からのお知らせはその都度郵送しております。また、8月中旬までに全戸に配布を予定しております避難所マップにつきましても、戸別にお届けいたします。

町内会に加入していない方々については、町からの配布物や防災行政無線の放送、町のホームページ、エリアメールなどで情報を入力し、独自に避難していただくしか方法はないというのが現状ではあります。町内会に加入されていないアパートなどの入居者、あるいは自主防災会が組織化されていない集合住宅にお住まいの方に対する防災上の啓発活動

につきましては、大きな課題であると認識しており、区長さんや民生委員・児童委員などの地域の実情に詳しい方々のご意見も伺いながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「5番吉田芳美議員」

○5番（吉田芳美議員） ありがとうございます。

それでは、ワクチンのほうからいろいろ質問させていただきます。

河北町は、本当にワクチン接種に当たっては大きいトラブル等もなく、また接種を受けた方もそんなに苦にならないような感じで、スムーズだったというふうな答えが大半かなという内容で、非常に行政のほうの仕組みづくり、これがうまくいっているなというふうに思った次第でございます。

昨日の新聞に、金山町のほうが高齢者1,700名全て2回目の接種が終わったというふうな報道がなされました。1,700名と河北町5,900名というふうな内容で、数は圧倒的にこちらのほうが多いわけなんですけど、先ほど町長答弁の中で7月末までには終わりたいと。ワクチンの供給関係によりますがというふうな話がありましたので、その辺のところをもう少し聞かせていただければありがたいと思います。ワクチン関係が予定どおりに入ってきたときに、7月上旬で終わるのか、もしくは中盤なのか、7月ぎりぎりなのか、その辺のところをお聞かせください。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 高齢者の65歳以上のワクチン接種につきましては、町民の皆様のご協力をいただきながら、今地区ごとに進めさせていただいているところでございます。

国の指針といいますか指導によりまして、7月末までには終わるような体制を取りなさいということでございまして、当初我々としてまして、4月26日から接種を開始した当時は100人からまずスタートさせていただいたところでございます。その後、ある程度慣れてきたといいますか、いろんな不都合なところを改良しながら、120人にも人数をアップさせていただきまして、そして町医師会の皆様方のご協力をいただきながら、時間を延長して、180人で現在やっているところでございます。180人の実施でいきますと、町民の高齢者、希望される方5,900人に対しまして2回の接種を7月末まで終えるというようには計画でなっているところでございます。

そのワクチンでございましてけれども、5月23日以降、6月末までにワクチンが入る予定を国のほうで出しているところでございます。そのワクチンが来ることになりまして、7月末までには終了するというところでございます。

ただ、ワクチンの入荷状況につきましては、何回かに小分けしながら来ることになっておりますので、その小分けするのが何日入るかという具体的な日程についてはまだ来ないところではございますけれども、国のほうでは6月末までにはワクチンが65歳以上の分については全て入るというようなことでございまして、7月末までには全員の接種を終える予定であります。

**○漆山光春議長** 「5番吉田芳美議員」

**○5番(吉田芳美議員)** 昨日は日曜日で、サハトのほうで177の方が接種が終わったというふうな内容で、非常に順調かなというふうに思っています。

ワクチンの供給が順調に進めば、7月末ぎりぎりでない状態で河北町は多分終わるのかなというふうには思いますが、その辺のこ

ろ、本当に次の控え組もたくさんいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の地域にも、6月13日の日曜日に打ちますよというふうなはがきをいただきました。これはすごくやっぱりうれしいんですね。皆さん待ってらっしゃるんですよ。そして、聞かれることは「いつはがき来るの」と、これが大半の地元の声かなというふうに思っていますので、できるだけ、何度も言うように注射を打てばある程度安全が担保できるというふうな内容で町民は考えていますので、より分かるような形で次につなげていただければよろしいかなというふうに思います。

天童市のほうは、医療従事者1,800名に対して2回目のワクチンが全て接種が終わったと、そのような報道がなされました。河北町の状況について伺います。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 医療従事者の接種につきましては、県のほうで実施しているところでございます。その接種状況については、具体的なものは承知していないところでございます。ただ、町医師会の皆様方にいろいろ聞きますと、2回目接種は終わったというような話を聞いているところでございます。河北町におきましては、河北病院で実施されているということでございまして、具体的な状況については承知していないところでございます。

**○漆山光春議長** 「5番吉田芳美議員」

**○5番(吉田芳美議員)** 町のホームページには、接種の順位というふうな内容で、イの一番にやはり河北町は医療従事者というふうなことが書いてあります。今課長のほうからは、承知していないと。そういうふうな内容じゃなくて、やはり医療従事者、一番最初は多分600名ぐらいいらっしゃるよというふうなお話がございましたので、医療従事者はもう全

て接種が終わっていますよと、なおかつ一般の方、あと2回目、1回目、待ってらっしゃる方に、医療従事者は全て打っていますから安全ですよと、そういうふうな声かけをぜひする必要は私はあるんじゃないかなというふうに思います。確実に河北町の医療従事者の数字をチェックいただいて、ご報告をお願いしたいなというふうに思っております。

あと、副反応というか、もう既に2回目が終わったというふうな方も800名近くいらっしゃいますが、1回目、2回目、どうなんだろうなというふうなことで、注射を打つ前の不安を非常に抱えてらっしゃる方も確かに多いと思います。天童市なんかは、副反応があるのが当たり前だと、そういうふうな、ちょっと強制なんかもしているんですね。効いている証拠だと。実際のところ、打って見ないとなかなか分からない。特に2回目が少しきついんだというふうな方が圧倒的に多いというふうなことなんかもありました。千葉のほうの大学で医療従事者1,700名の追跡調査をしたときに、1回目も2回目も先生方が見て、多少通常の体でないなというふうな変化というやつは確実に捉えられたというのが9割ぐらいあるんだと。それがやっぱりワクチンが効いている証拠だというふうなことなんかもありましたので、河北町の実態について、もしそういうふうな追跡調査を多少やられているんでしたらお聞かせください。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 1回目、2回目ということで、接種しているところでございますけれども、1回目の接種の中で、副反応、アナフィラキシーというわけではなくて、ちょっとした症状があった、そういった副反応がある方はこれまで、接種されて15分から30分の経過時間を見るわけですが、その中では2名の方がそういった状況があったようでござい

ます。1人につきましては、ちょっと血圧が上がった方、それからもう1人につきましては、少しめまいがするような感じで、30分ぐらい休んでいただいて、ご家族の方と一緒に帰られたというような状況でございました。

2日目あたりに何らかの症状があるというふうな、そういった連絡は特に来ていないところですけども、それぞれちょっと聞いてみますと肩に違和感があるような、ちょっと腕が上がらないとか、それぞれ個人差はあるようでございますが何らかの症状はあるというふうに聞いているところでございます。

**○漆山光春議長** 「5番吉田芳美議員」

**○5番(吉田芳美議員)** ありがとうございます。

では次の質問なんですけど、64歳以下、一般の方、そして先ほど町長答弁で15歳というふうな内容じゃなくて12歳以上になったというふうなことです。12歳以上64歳までの一般の方の接種について、今高齢者のほうが7月末までに終われば、その後引き続いてすぐ打てるような検討をなさっているのかどうか。それとも、生産人口というふうな内容で、行動範囲が非常に多い方がいらっしゃる年齢層になってきますので、どういうふうなことを想定しながら検討を重ねているのかなというふうなことをお聞かせ願いたいと思います。

先ほど町長は、やはり町の医療関係者のお話、ご意見をいろいろいただきながら、そして様々な国、自治体の状況とか、そんなことを進めながら考えたいと。ただ、政府はワクチンを供給するだけで、あとは自治体でうまくやってくださいというのが基本方針のように私はちょっと見受けられますので、河北町としてどのように64歳以下12歳以上のワクチン接種について今日の時点でお考えになっているのか、お聞かせください。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 65歳以上の高齢者の接種が、一応7月末をもって終了することとなっております。よって、それ以降に64歳以下の方については実施する方向で検討させていただいているところでございます。

国の方針としましては、まずは基礎疾患のある方、それから高齢者施設等に従事されている方を優先的にと示されておりますので、町としてもそういった方向では考えているところでございます。

具体的に接種の方法、接種時間、それから例えば曜日、それからどういった形でやるのか、そこにつきましては今医師会と調整中でございます。基本としては、これまでやってきた集団接種のやり方について、大変町民の皆様方にはストレスなく、スムーズに接種されていたのかなというふうには思っておりますので、そういったことも含めながら、今医師会と調整中でございますので、町民の皆様がスムーズに接種できるような方向で検討させていただいているというような状況でございます。

**○漆山光春議長** 「5番吉田芳美議員」

**○5番（吉田芳美議員）** ありがとうございます。

もう6月の初旬が終わって、間もなく中旬になる、そして6月末、7月というふうな内容で、残りもそうそうないし、今度は5,900人よりさらに多い人数というふうに考えますと、やはり医療機関、お医者さんの負荷とか、あとそこに携わるスタッフの皆さん、あと役場職員の皆さん、相当やはり大きい労力が必要なのかなというふうには思っています。効率的にも、ある程度までは上がったにしても、それ以上頑張れ頑張れというふうな内容にも当然これはいかない話になってきますし、年齢層が40代ぐらいもう違ってくるというふうな状況にもなりますので、しっかりとその辺

のところは見極めをしていただいた上で、町民のほうにぜひお示しいただきたいなというふうに思っている次第です。

とにかく、今の状況は非常に良好だというふうに多くの町民が思っておりますので、課長を先頭にして実践部隊の皆さん、本当にご苦労をおかけいたしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

支援金関係、町内の事業所のほうで非常に困られている方というふうな内容がたくさん出ていますので、そちらのほうの質問に向けさせていただきます。

まず第1点目は、河北町持続化支援金、まだ6月1日から始まったばかりで、3件ですよというふうな内容なんですが、非常にこれも金額的には6,000万円というふうな多額のお金になりますので、しかも国のほうから出るというふうな内容で、町の財政的には非常にありがたい話かなというふうには思っていますので、より積極的にこれを使っていただければなというふうに思います。

所管での説明では、15万円掛ける400社というふうなことを想定してこの金額にしたというふうなことなんですが、20%には売上げが落ちたというところが結構あるんですよね。20%から29%の中で。しかし、町の施策は30%落ちないとこの支援金はびた一文出しませんよというふうな内容です。大江町なんかは20%というふうな内容で、あまりハードルを上げた状態ではしないと、そういうふうなことが出ているところもあるわけなんですが、今の3件、今後ますますどんどんどんどんと多分出てくるかなというふうには思いますが、見通しをちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。

**○漆山光春議長** 「佐藤商工観光課長」

**○佐藤晃一商工観光課長** 町の持続化支援金事業

につきましてご説明いたします。

6月1日から申込みがあったわけですが、基本的には郵送でというふうなお願いをしているところですが、今回の3件につきましては、いろいろお聞きしたいこともあるということで直接事務所のほうにお見えになった方々でございました。そのほかに、申請用紙は町のホームページからもダウンロードできるんですけども、直接申請用紙をもらいに来た方々が多数ありましたり、あとは内容の確認をしたいというようなことでお見えになった方もいらっしゃると思います。

また、商工会さんのほうにもたくさんの方々から問合せが来ているというふうに聞いておるところでございます。

前回の持続化支援金につきましては、国のほうで50%以上、町のほうで30%から50%というふうなことにしたんですけども、実際は30%から50%の間というところがあまりないというふうなことで、いろいろ調べてみると、金融機関さん等にも確認したんですけども、ほとんどの方が50%を超していたというふうな実態があるようでした。それを考えますと、町としましてもやはり30%以上と。

また、河北町の場合は飲食店が特にダメージを大きく受けているというふうなところもあります。広く浅くするか、それともダメージを大きく受けたところに多くの支援をするかというふうなことで考えたところ、町のほうとしましてはダメージが大きな事業者に対して支援をするという方針で30%以上というふうなことにしたところでございますので、今のところ順調に申込みが来るのかなというふうに考えているところでございます。

**○漆山光春議長** 「5番吉田芳美議員」

**○5番（吉田芳美議員）** ありがとうございます。

万が一予算が余ったときの取扱いはどうなるのかなというふうなことをお尋ねしたいと思います。

また、続けて、ほくほく事業というふうな内容で、町内の事業者158社が手を挙げていただいたというふうなことをお聞きいたしましたが、どんな感じのかなというふうなことをここでまたご説明を求めたいと思います。町内の事業所158社が手を挙げたということは、例えば何社ぐらい河北町で事業所としてあって、ほくほく応援券を取り扱う事業所があって、そしてそのうち158社というのは何割ぐらい占めているんだと。小さな小売をされている方々がその辺のところでは手を挙げていただいているのかどうか。158社のその主な手を挙げていただいた方、あとまだ手を挙げていただいていない小売もたくさんあるんですよというふうなことなのか、その辺のところのニュアンスをちょっとお聞かせください。

**○漆山光春議長** 「佐藤商工観光課長」

**○佐藤晃一商工観光課長** 持続化支援金事業につきましては、もし余ればというふうなことかと思えますけれども、余らないようにPRしていきたいと思いますが、余った場合には違う支援というふうなことで新たに考えていきたいと考えているところでございます。

あと、かほくほくほく応援券でございますけれども、飲食店が多く見受けられます。全体で事業者として800社ぐらいあるのかなというふうには考えておりますけれども、その中で小売をしていない事業者さんもございますので、ほとんどの方が手を挙げていただいているのかなと思っております。

また、目指すところとしましては、飲食店のほかに理美容業のお店の方々からも多くの事業所から手を挙げていただいているところでございます。あとは小売店の方々というふうな形になっております。

**○漆山光春議長** 「5番吉田芳美議員」

**○5番（吉田芳美議員）** ありがとうございます。  
た。

とにかく町の活性化というふうな内容で、多くの事業所に国の交付金が行って、事業の継続がなせるように、あとそこで働いている方々の救援にそのお金が有効に回るように、ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

防災関係のほうに入ります。

町長は、環境防災課がなくなって危機管理室というふうな内容で、それは情報の一元化に取り組むんだと。災害は激甚化、頻発化していると、それに対応するんだというふうな力強いお言葉がありましたので、ぜひ私もそれに期待をするものであります。

そして、自主防災会の在り方について、やはり真剣に議論する時期に来ているのかなというふうに思っております。私の町内会を結構いろいろ調べましたが、やはりトップに立つ人がもう70代の後半なんですね。なかなか行動がやはり限られてくるというふうな内容が大半の町内会なのかなというふうに思っています。

今、65歳まではほとんど働きに出かけていますよということで、自宅にはいません。そうしたときに万が一災害が発生したとなったときに、組織はあるけれども機能するのはなかなか難しいと。そして、来る人もふだんは来ますよと言っていても、やっぱり3分の1ぐらいしか当てには多分できないんじゃないかなというふうに思います。その辺のところ、今回危機管理室のほうに防災関係に携わる方なんか補強されました。そういうふうな補強が、地域、地域に合った自主防災会の在り方について、よくご教示を賜りたいというふうに思っております。

108町内会のうち、自主防災組織がある町内

会はどのくらいというふうになっているか、お聞かせください。

**○漆山光春議長** 「真木総務課主幹」

**○真木秀章総務課主幹** 町内におきます自主防災組織の状況でございますが、108町内会のうち105町内会において組織化になっております。

**○漆山光春議長** 「5番吉田芳美議員」

**○5番（吉田芳美議員）** 町内会に自主防災組織が105あるということは、もうほぼほぼ全ての町内会にそういった組織があるということですよ。分かりました。

とにかくその組織が少しでも何らかの形で機能するような対応というやつを、ぜひ今後求めたいなというふうには思っているところでございます。

組織が現在ありませんよというところはつくってくださいよというふうなご案内を、行政としてなさるんでしょうか。それともその地域、地域によって、自主防災は独自の地域の共助の集まりですので、行政としては強制しないと、そういうふうなことなのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

**○漆山光春議長** 「真木総務課主幹」

**○真木秀章総務課主幹** 未組織の3町内会につきまして、これまでも働きかけてきたというふうに認識しておりますし、今後とも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

先ほど申し上げるべきだったかもしれませんが、105町内会というふうに申し上げましたが、自主防災組織としては複数の町内会で組織されているところもありますので、そういう意味では89組織というふうになっておりますので、申し添えたいと思います。

**○漆山光春議長** 「5番吉田芳美議員」

**○5番（吉田芳美議員）** ありがとうございます。  
た。

あともう1点、今回組織が変わるというふうな内容で、これまでずっと環境防災課、何

かあれば環境防災課に電話した、それが今度変わるというふうな格好になりますので、例えば昨年7月の豪雨災害のときには環境防災課のほうに電話が集中したと。なかなか電話に出なかったと、そういうふうなお声も一応聞きました。環境防災課に直接電話が鳴るような形に24時間なっているのでしょうか。それとも役場は8時半から5時15分までですよというふうな、平日の時間帯しか受け付けませんよというふうなことなのか、または土曜日、日曜日は危機管理室の対応状況はどのようになっているのか、お話しください。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 土日、あるいは時間外の対応、いわゆる平常時におきましては代表電話のほうにおかけいただきましても時間外のアナウンスが流れたり、要は土日の日中につきましては日直業務のほうで対応したりしております。災害時におきましては、これを切り替えることができますので、切り替えた中で代表番号に電話をいただいてもきちんと役場のほうで取れるという状態にはなっております。

○漆山光春議長 「5番吉田芳美議員」

○5番（吉田芳美議員） とにかく毎年来るんだというふうなことを想定しながら、やっぱり受皿というふうな内容も整備する必要がございますので、しっかりとその辺のところはやっぱり担当のほうにすぐその情報が伝わるような形をお願いしたいなというふうに思っています。

今回、課題検証ということで、昨年の7月の豪雨災害の検証レポートをじっくりと読まさせていただきました。職員の皆さんの意見の中に、万が一災害だというふうになったときに例えば総務課職員の方はあっちの避難所、あっちの避難所に行って、担当、受付をやってください、何やってください、かにやって

くださいというふうな内容の組織、班編成というのが部署、部署で分かれているというふうなお話を聞きました。そして、毎年4月1日にはころっと人事異動で約3割近くの方がひょっとしたら替わっているのかなというふうには思いますが、そうすると昨年豪雨災害で得た職員の経験、知識、これが次に本当に活かされるのかなというふうなことを私は非常に懸念している状況にあります。

これは提案なんですけど、多くの町民から声も聴いたんですが、例えば南部地区の避難所というふうになったときに、2か所、3か所となったときに、職員で南部地区出身の方がたくさんいらっしゃるんですね。そういう方をできるだけ配置していただいて、あの人役場職員だと分かるような、顔が見えるような避難所というふうな内容は非常に町民として安心すると。ところが、南部出身の職員に西里に行けとか北谷地に行けと言ったって、どこの息子だや、どこのお姉さんだやというふうな内容で、なかなか分からないと。そういうふうなことなんかも含めて、より実践的に、年度が替わったにしても職場が替わったにしてもその避難所のチーフとして私はこの仕事だというふうなことが分かるようなことを2年、3年ぐらい継続させていただけるような体制というのも、やっぱり検討の価値はあるのかなというふうに思っている次第です。ぜひその辺のところをご検討をお願いしたいと思います。

最後の質問です。

賃貸アパート関係です。

私の町内会、7つのアパートがありますよと。100名近くの方がいらっしゃるんですよ。全く名前も知りません、何も知りません。「万が一災害のときは南部小学校に逃げるんだよ」と言ったら、「南部小学校なんてどこにあるか分からない」と。「俺岩手から来たの」と。

あとは、札幌とかというふうな車なんかもございました。ですから、町内にどういふふうな避難所がありますよというふうな内容は、先ほど町長答弁の中には、町の広報紙を渡しているからそれを見て、自分の命は自分で守るというふうな内容で、自分で逃げてくださいと、そういうふうな答えかなというふうに思いました。それも多少はやっぱり致し方ないのかなというふうには思いますが、やはり規模が、アパートがどんだん出ているというふうなことを考えると、本当にこの町としてそれでいいんでしょうかと。それをやはり災害を防ぐ町というふうな内容で、今回新たに危機管理室が出たわけですから、ぜひ取り組んでいただきたいと考えております。万が一そういう人が南部小学校に避難しました、受付のときに高南と書けないんですよ。町内会が分からないと。名前も、ベトナムの方が30名ほどいらっしゃいますので、違いますと。そうしたときに、地域の区長さんは「え、こんな人ここにいたかな」というふうな内容からやっぱり始まっちゃうんですね。だから、逃げたときには確実に誰かというふうなことが分かるようなことをやはり受皿として準備する必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

東日本大震災のときに、多くの外国人の方が津波で逃げ遅れました。そして亡くなられた方もいました。そして、助かった多くの方はそういうふうな教訓を基にして、次はきちんとというふうな内容がやっぱりできていますので、その辺のところをどういふふうに町のほうとして、行政として考えているのか、ちょっとお話ししていただきたいと思っております。アパート居住者に対する防災啓蒙活動、啓発活動、勉強会、研修会、何でも結構です。全く何もないと、町報を見てくれと、それだけで本当に済ませせるのかと。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 アパートの住民に対して、特に町内会に加入していない方への周知方法につきましては、現状、町長答弁にあったとおりのことになろうかと思いますが、税務町民課のほうで転入手続の際に町内会名や隣組の番号というものをお渡ししていたと思いません。ハザードマップもそのときにお渡ししています。こういった機会に、避難情報発令になるときは町内会名で発令になったりするので、これは絶対忘れないでくださいと、大切な情報ですと。また、時間があるときにできるだけ早く実際に避難場所を確認してみてくださいというふうに、そんなふうなメッセージを伝えることができれば、なお効果が増すのかなというふうに考えております。

外国人のことも出していただきましたけれども、現在の地域防災計画の中でも課題として掲げられております。河北町に在住歴が長い方、あるいは日本人の家族がいる方など、あとは特に出身地によって独自にコミュニティを築いていらっしゃる方々もいらっしゃるということで、そういう方々については一定程度情報を共有していただけるのかなというふうに思っておりますが、どこのコミュニティにも属していない方々というの也不少からずいらっしゃると思いますので、そういった方々のケアというのは今後も引き続き課題になってくるのかなというふうに思っているところであります。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 先ほどの私の答弁では、一般集合アパートということで答弁いたしました。区長さん、民生委員、地域の実情に明るい方ということで申し上げましたけれども、当町は外国人の方が多い町です。そういったこと言うと、やっぱり従業員の方の多い企業との連携ということも考えていく必要があるか

など、今の質疑のやり取りの中で感じたところ  
です。そういった面からも取り組んでいき  
ます。

○漆山光春議長 「5番吉田芳美議員」

○5番（吉田芳美議員） ありがとうございます。  
よろしく願い申し上げます。

これで私の一般質問を終了いたします。

○漆山光春議長 以上で5番吉田芳美議員の一般  
質問を終わります。

ここで10時15分まで休憩とします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時12分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、10番木村章一議員の一般質問を行  
います。

「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 一般質問を行います。

質問事項の1は、現在、河北町内では7月  
末までに65歳以上の高齢者について新型コ  
ロナワクチンの接種を終える計画を  
実行中ですが、これから取り組まれる65歳以下への  
新型コロナワクチンの接種について  
であります。

早い時期の議会への説明では、町内の医療  
機関での接種を中心に進めたいとの  
考えでありましたが、現時点に至って  
考えると、ワクチン供給を軸に高  
齢者と同様に地域順の集団接種を  
中心にすべきではないかという  
提案であります。

質問の1点目であります。

河北町方式と言える地域番号順に  
ワクチン接種をする方式は、第1に  
電話などでの申込みの手間がない  
こと、これは電話をかける町民も、  
電話を受ける行政側も手間がか  
からないということ  
であります。

第2に、接種のスケジュールが立  
てやすく、それぞれの町民が接  
種できるおおよその日程が分  
かり、気をもんで待つことが  
ないという

こと  
であります。

第3に、日程に無駄がなく、早く  
接種が進むということ  
であります。

この河北方式は、よい方式だと  
多くの町民からも評価する声  
が多く、64歳以下の町民の  
接種にも適用すべきではない  
でしょうか。

2点目  
であります。

医療機関で接種する方法は、か  
かりつけ医のある町民には望  
まれておりますが、かかりつ  
け医を持たない町民はどの医  
療機関を選ぶか悩んでしま  
う問題もありますので、集  
団接種が向いているのでは  
ないかと思  
います。

質問の3点目ですが、できる  
だけ速やかにワクチン接種  
を進めるには、ワクチンの  
供給を軸に地域順の集団  
接種を基本とし、地域間の  
公平感を保つため、地域の  
順番を高齢者への接種の  
場合と変更してはどうか  
でしょうか。

新型コロナワクチン接種につ  
いて、町民の皆さんは行政  
からの指示に従い、辛抱強  
く順番を待っておられ  
ます。地域番号順は名案  
であります。次の場合は  
地域の順番を変更しても  
よいのでは  
ない  
でしょうか。

次に、質問事項の2は、  
ワクチン接種が始ま  
っても、新型コロナの終  
息までは引き続き感  
染対策が重要だとい  
うこと  
であります。クラスター  
を発生させない対策  
として、感染してい  
るかどうか、安価で  
手軽にすぐ分かる抗  
原検査を効果的に  
取り入れるべき  
こと  
について  
であります。

私の知  
合いの大学の先生  
の話ですが、大学  
から抗原検査  
キットをたくさん  
渡されて、2日に  
一度程度、大学  
に出かける前  
に検査をして、  
陰性を確認  
してから大学  
に出かけて  
いる  
とのこと  
であります。

また、別の知  
合いは、いろ  
んな人が集  
まる職場で  
週に3回  
から4回  
程度、それ  
ぞれが抗  
原検査  
キットで  
陰性を  
確認  
して、共  
同作業  
をして  
いる  
こと  
であり  
ました。

数日前、6月1日頃ですが、オリンピックに参加予定のオーストラリアの選手団が空港の出口で抗原検査キットを使って陰性を確認したと報道されておりました。

そこで1点目ですが、抗原検査キットは1回分が数千円と安価で、自分で唾液から数十分、大体15分くらいで新型コロナの陽性かどうか検査できるもので、精度は九十数%と言われております。

河北町では、身近な人が新型コロナに感染したときや、体調不良などで感染が心配なときなどに活用できるのではないのでしょうか。抗原検査キットについての評価を伺います。

質問の2点目は、町としてもクラスターにさせない対策として、施設や学校、職場などで感染が安価で手軽にすぐ分かる抗原検査キットの活用を進めております。町として、町民への情報提供と抗原検査キット活用に支援をしてはどうでしょうか。

次に、質問事項の3であります。

山林火災や豪雨災害、そして日々の予防消防まで活動している消防団員の報酬と出動手当を適切な額に引き上げるべきではないのでしょうか。人手不足が深刻な消防団員の確保対策の一つとしても、総務省消防庁の通知にあるように報酬と出動手当を大幅に引き上げる見直しをすべきではないのでしょうか。財源は地方交付税の中に含まれているとのことあります。

次に、質問事項の4は、空き家対策を進めるため、「河北町空き家等の適正管理に関する条例」を改正し、行政代執行で町が所有者に代わって空き家の解体などができるようにすべきではないかということについてであります。

質問の1点目ですが、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態などの特定空き家の件数と状態はどう

でしょうか。

質問の2点目は、現行の条例を改正して、行政代執行の可否を判断する審議会の設置や、行政代執行の項目を加えるべきではないでしょうか。

以上、森谷町長の答弁を求めます。

**○漆山光春議長** 10番木村章一議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 10番木村章一議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、これから取り組む64歳以下の新型コロナワクチン接種は、ワクチン供給を軸に高齢者と同様に地域順の集団接種を中心にしてはどうかという点について申し上げます。

1点目の、河北町の地域番号順にワクチン接種をする方式は、電話などでの申込みの手間がなく、早く接種が進み、接種できるおおよその日程が分かり、よい方式と評価する声が多いので、これを64歳以下の町民の方々への接種にも適用してはどうかという点でございます。

5番議員の答弁でも申し上げさせていただきましたけれども、河北町では65歳以上の方に事前に接種希望を申し込んでいただきまして、接種を希望された方に地区順にご案内を差し上げて、実施しております。町民の方々からは、議員からお話ありましたように、接種の申込みが行えているので、安心しているというような声もいただくなど、町民の方々からご理解、ご協力をいただき、進められております。感謝しているところであります。

今後、引き続き接種を希望されている高齢者の方々が7月末まで接種を完了できるように、しっかり取り組んでまいります。

質問事項でございます64歳以下ということでございますけれども、高齢者のワクチン接

種が終了し、ワクチンの供給量などを踏まえて順次接種を行っていくということになりますが、その実施方法につきましては、これまでの高齢者接種の状況、町医師会のご意見、ご協力をいただきながら、安全かつ迅速に接種できるよう、集団接種の実施も含めて現在具体的な実施方法を検討しているところであります。

仕事の都合で平日の接種が難しい場合など、高齢者の方への接種とは違った課題もございます。また、16歳から18歳の高校生についてどう対応するか、中学生についてどう対応するか、そういった課題もあります。そういった意味で、接種人数、接種の順番など、様々な課題があるところでありますけれども、何とか町民の皆さんのご理解とご協力を引き続きいただきながら、円滑な接種ができるよう、具体的な検討を急いでまいりたいというふうに考えております。

2点目の、医療機関で接種する方法は、かかりつけ医のある町民には望まれているが、かかりつけ医を持たない町民には集団接種が向いているのではないかとこの点でございます。

64歳以下の方々は、おっしゃるように特にかかりつけ医を持たない方も多いというふうに想定しております。集団接種の実施も含めまして、町医師会のご意見、ご協力をいただきながら、接種できる体制を整えるべく検討を急いでまいります。

3点目の、できるだけ速やかにワクチン接種を進めるためには、ワクチンの供給を軸に集団接種を基本とし、地域間の公平感を保つため、地域の順番を変更してはどうかとのご質問に対して申し上げます。

現在、高齢者の集団接種につきましては、西里地区から地区順に順次ご案内を差し上げております。繰り返しになりますけれども、

町民各位のご理解に感謝しているところであります。

64歳以下の方々の接種のご案内につきましては、基礎疾患を有する人、高齢者施設などの従事者など優先接種の対象者、その範囲の検討と併せて、議員おっしゃるように地域間の公平性も考慮しながら、集団接種を行う場合の順序も検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、コロナ終息まで引き続き感染対策が重要で、クラスターを発生させない対策として、感染が安価で手軽にすぐに分かる抗原検査、これを効果的に取り入れてはどうかという点でございます。

まず1点目、抗原検査キット1回分が数千円で、安価で、自分で唾液から数十分で新型コロナ陽性かどうか検査でき、精度は九十数%と言われており、身近な人が感染したときや、体調不良などで感染が心配なときなどに活用できるのではないかとこの点でございます。

抗原検査キットは、迅速に結果が出る一方で、PCR検査に比べると感度が低いというふうにされておりますけれども、二次感染リスクが高いウイルス量の多い感染者を見つけ出す際には効果的であると言われております。発症2日目から9日以内の症状がある方については、抗原検査キットとPCR検査の結果の一致率が高いと言われております。

濃厚接触者につきましては、行政検査にてPCR検査を行っているわけでありましてけれども、対象外の方などで体調不良や症状が出た場合は、かかりつけ医のいる方はまずはかかりつけ医に、かかりつけ医のない方は受診相談コールセンターに電話していただき、診療・検査医療機関での受診による検査を受けていただきたいというふうにまずは基本として考えております。

2点目として、国としてもクラスターにさせない対策として、施設や学校、職場などで感染が安価で手軽にすぐ分かる抗原検査キットの活用を進めており、町として町民への情報提供、抗原検査キット活用に支援をしてはどうかというご質問でございます。

抗原検査キットを活用した検査につきましては、先月、厚生労働省の専門家会合で、新型コロナウイルスによる大規模なクラスターが発生するのを防ぐため、迅速に感染が判定できる抗原検査キットを積極的に活用した検査戦略の案が示されたと承知しております。

現在、厚生労働省で承認を行った検査キットにつきましては、医療機関などに納入されており、市販はされておられません。が、一方で、感染症の検査を目的としているものの、医療用ではない、国で承認されていない研究用の抗原検査キットがインターネットやドラッグストアで販売されております。あくまで補助的な目安となる検査として使用するもので、感染の有無を自分で判断するものではないことから、感染を確認する検査は医療機関や検査機関で受けるよう周知することも必要であると考えております。

抗原検査キットを使用した検査については、クラスターの大規模化を防ぐ手段の一つとなるとは思っておりますが、現在、町では河北病院でのPCR自主検査センターでの受診に対し補助を実施しております。また、高齢者入所施設や子育て支援施設などの福祉関係施設に対しては、新型コロナウイルス感染症対策事業の中でPCR検査費用などの助成も対象に追加して支援することとしたところであります。

次に、山林火災や豪雨災害、日々の予防消防まで活動している消防団員の報酬と出動手当を適切な額に引き上げるについてお答えいたします。

1点目の、人手不足が深刻な消防団員の確保に向け、総務省消防庁通知にあるように報酬と出動手当を大幅に引き上げる見直しをすべきではないかという点でございます。

本町消防団は、人員の確保の手だてとして、消防団員による入団の声かけ、ホームページや広報かほくへの募集記事掲載などを通して、団員の確保に努めております。

4月に新入団者10人を迎えた上で、現在の団員数は473名となっております。定数515人に対する充足率は91.8%という状況であります。

こうした中、昨年7月の豪雨は延べ321名の団員の方々が出動していただき、避難誘導、広報活動、排水作業等に当たっていただいたところであります。事後に開催いたしました地区懇談会等において、「消防団員の方々がいて助かった」との感謝の声も多く寄せられました。

ご質問のあった消防庁通知につきましては、主な内容として消防団員のうち団員階級の者の年間報酬の額は3万6,500円を標準とすること、災害に関する出動報酬の額は1日当たり8,000円を標準とすることなどとしております。

町における団員の年報酬は1万6,500円あります。出動手当については、今年度から出動1回につきこれまで1,000円であったところ、4時間までの出動は1,350円、4時間を超える出動は倍額になる2,700円に引き上げたところであります。

団員のさらなる処遇改善につきましては、今回の消防庁の通知を踏まえるとともに、これまで団からの要望で装備品の充実を優先させてきた経緯もございます。この経緯も踏まえながら、調査・検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家対策でございます。

「河北町空き家等の適正管理に関する条例」を改正し、行政代執行で町が所有者に代わって空き家の解体などができるようにすることについてという点でございます。

1点目の、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれがある状態など、特定空き家の件数と状態はどうかというご質問でございます。

ご質問の特定空き家とは、「空家等対策の推進に関する特別措置法」にある「そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められた空き家」のことというふうに考えますけれども、町の空き家等の適正管理に関する条例においては特別措置法に関連する規定は盛り込まれておりません。したがって、特定空き家はないという状況ではあります。

町では、毎年区長さんからご協力をいただいて実態調査を実施しておりますが、そこで得た情報と県の基準に基づいて空き家の状態を4段階にランクづけしております。外見から判断したものではありますが、このうち最も危険度が高いDと判定された空き家を町として危険空き家と位置づけております。

D判定の状態といたしましては、倒壊や建築材の飛散など、危険が切迫しており、緊急度が極めて高いものであり、本町における危険空き家の数は13棟と把握しております。

2点目、現行の条例に行政代執行の可否を判断する審議会の設置や行政代執行の項目を加えるべきではないかというご質問でございます。

現行の町の空き家等の適正管理に関する条例は、平成26年7月に施行されたものであり

ます。行政代執行の可否を判断する審議会の設置など、行政代執行に関する定めはありません。

町といたしましては、今年度、空き家等対策計画の策定を進めております。その中で、ご質問のあった審議会の設置や行政代執行に関することも含めて検討を進めていきたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 再質問をいたします。

64歳以下の町民のワクチン接種については、今検討中だと、検討を急ぐということですが、少し具体的にお聞きしたいと思います。

私は、高齢者への接種から切れ目なく、できるだけ早く接種を進めるべきだと。ボリュームもできるだけ大きくして、全体として早く終わるようにするにはどうしたらいいかということを考えるべきだと思うんですけども、そういった点で、まず切れ目なくという点ではどんなご認識なのかお聞きしておきたいと思います。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 65歳以上の高齢者の接種につきましては、先ほども申し上げましたけれども7月いっぱい終了する予定であります。

64歳以下につきましても、その次、8月から、切れ目ないという話でございますが、そのような形で実施していきたいということの検討はしているところでございます。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） そうした場合、これは国からのワクチン供給を軸にとということになると思うんですが、ワクチンの入荷予定など

については国から町は示されているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 町長答弁の中にもございましたけれども、我々としては切れ目なく8月からやっていきたいという方向ではいるところではございますが、そのワクチンの供給、65歳以上の部分につきましてはめどが立っているところではございます。ただ、64歳以下についてのワクチン供給は今のところ全く情報が入っていないということでございます。

ワクチンの供給の希望につきましては、V-SYSというシステムがございます。そのシステム上に入力するという形にはなるんですけども、ただ最終的には県、国なりの配分で決まってくるような状況にあるところではございます。よって、ワクチンがいつ来るかによって状況は変わるんですけども、基本的には切れ目ないといえますか、65歳以上の接種が終わった段階において64歳以下に結びつけていきたいと思っているところではございます。

ただ、64歳以下の部分につきましては、優先順位を国のほうは示されております。まずは基礎疾患の方と、それから高齢者施設の従事者ということがございますので、そちらを優先的にさせていただくというふうには考えているところではございます。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） ワクチン接種を受ける意思確認ということで、65歳以上の高齢者については3月末までに該当者全員に文書を配付して、本人から意思を書き込んで町に返送してもらうという作業を済ませておりましたけれども、これは比較的早い段階から可能だと思えますね。全体として日程がまだ固まらないうちからできるわけなんですけど、これ

はやはり該当者全員にそういう形で意思を確認して、その方々にクーポンというんですかね、そういったものを送るということはやるのかどうか。それをやるとしたら、もう早めに準備して進めてもいいのではないかなと思うんですが、その辺はどう考えているのかお聞きします。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 ワクチンの申込みということでございますけれども、やはり65歳以上の方々の申込みにつきまして、先ほど木村議員がおっしゃいましたけれども河北方式という形で、65歳以上の方全員に希望等の申込み、そして申込みされる方は返信していただくというような形を取らせていただいたことにつきまして、町民の皆様方が接種しに来るだけで本当にストレスを与えているような65歳以上の接種状況に対して、申込みをするのにもストレスを与えてはいけないのかなというふうには、そういったことで河北町としてはうまくいったなというふうには思っているところではございます。

64歳以下については、今のところそういった形の方法を取っていききたいというような考えではいるところではございます。これについても、今後医師会の皆様と、集団接種となるか、個別接種ということも一部あるかもしれませんが、今後具体的に調整させていただきたいということでございます。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） ワクチン接種の意思確認ですけれども、高齢者についてはファイザー社製でしたが、大体何社ぐらいワクチンが供給されるかというのもニュース等で大分出されていて、ワクチンのメーカーによって何となく少し差がありそうな感じがしたりして、自分が受けたときに、どうせならいっぱい皆さんが受けたファイザー社製のワク

チンをそのまま64歳以下に回してもらえばいいのになというようにも判断の情報の一つとしてあるかもしれないんですが、その辺で河北町の町民の64歳以下へ供給されるであろうというワクチンというのはどのものかという情報は現時点で把握しているのかどうかお聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 ワクチンにつきましては、最近になってモデルナ社、あるいはアストラゼネカ社という、まだ承認されていない状況でございますけれども、モデルナは承認されているところでございます。

ワクチンの扱い方がその物によっていろいろ確かに違ってくるということで、我々としては本当に違うワクチンを扱うのは大変困難さがあるのかなというふうに思っているところでございますが、基本的に自治体での集団接種となった場合は、今のところファイザー社というのを考えているところでございます。

最近では職域接種とかいろいろ出ているところでございますが、大規模集団接種、そういったものについてはモデルナ社が使われるような状況にあるというふうには聞いているところでございます。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 確認します。河北町が主導してやる64歳以下はファイザー社製のワクチンが供給されるであろうと、そういう見通しだということですか。もう一度確認します。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 まだ供給の状況が分かっていないところでございますが、ファイザー社を希望することにしております。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 分かりました。

それでは、次に抗原検査キットの活用につ

いて質問したいと思うんですけども、抗原検査キット、私先ほどの冒頭の質問でも陰性を確認するというようなことを何回か言いましたけれども、実は抗原検査キットは陽性の場合には診断確定というふうに見るんだそうですね。陰性の場合には、必ずしも陰性が確定ではないというふうな評価で、そこはPCRと違うといたしますか、PCRだったら陰性だとその時点での陰性証明というのを出すんですけども、抗原検査キットだと陰性の証明というふうには言えないと。一般的には陽性でなければまあ陰性に近いだろうというふうな扱いは可能だとは思いますが、医学的にいうと陰性とは言えないと。陽性ではないということとは言えると。陽性ではないという程度のようなんですけども、ただ、そうはいいながらいろんな局面で、例えばこの議会で議員とか町当局が本当に安全な形で会議を、比較的安価な状況でやろうというときには、今日の朝8時半頃皆さん集まって、抗原検査キットでみんな調べて、15分ぐらいで結果が出ますから、そうしたらほぼみんな陽性ではないということで安心して、多分マスクもせずに会議ができるかもしれない。マスクしたほうがいいんでしょうけれども、ぐらいの効果はあるのではないかと。陽性の人を早めに見つけるという点では、非常に効果があるということですかね。という点で、町では福祉施設などではこの抗原検査キットを購入して、陽性の人を早く見つけるということで使う分には行政の対象にするというふうな答弁がありましたけれども、もう一歩進んでこんなものがあって、そういうところで陽性ではないということを確認したい局面では使えますよというふうなことを情報発信をすると、こういったことはやってもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 抗原検査キットでござ  
いますけれども、町長答弁の中でも申し上げ  
ております。市販されている抗原検査キット  
につきましては、いわゆる薬事承認されてい  
ない、研究用という形で市販されているのか  
なというふうに思っております。そういった  
ことで、ある程度安価な値段でやっていると  
ころでございしますが、木村議員も承知して  
おりますように、PCR検査で陽性になる人は  
抗原検査キットでも陽性になります。ただ、  
PCR検査で陽性になった人でも、抗原検査  
ではウイルスの量によっては陰性と出しま  
うおそれがあるということで、確かに二次感  
染が高い場合は可能性は高いのかなというふ  
うには思いますけれども、必ずしもそれが正  
しいものではないということで、それを過信  
されても困るのかなと。そういったものに対  
して、町がいろいろと助成したりどうのこう  
のという、直接補助といいますか、そういつ  
たものはいかがなものかなというふうに思っ  
ております。それはそれで自己責任の中です  
る分には確かにいいのかなとは思いますが、  
町としてこれを奨励しながらというふう  
にはなかなかいかないと思っております。

**○漆山光春議長** 「10番木村章一議員」

**○10番（木村章一議員）** とはいいいながら、各施  
設で自己責任で抗原検査キットを使うとき  
には補助対象にしている。国は、このこと  
についてお金は出さないんですね。方向だけ  
は進めていると。クラスターを少なくする  
とか、クラスターの大規模化を防ぐなんて  
いう点では効果がありますよということで、  
一定の位置づけをしているということは紹  
介してもいいぐらいなんではないかなと思  
います。町として、国がそういう形で一定  
のこんな位置づけをしているというような  
ことを紹介する、その程度のことはして  
もいいんじゃないかと思うんですが、い  
かがですか。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 抗原検査キットでござ  
いますけれども、抗原検査につきましては薬  
事承認されている抗原検査もござい  
ます。これは医療機関を受診していただく  
ということで、医療機関で実施していただ  
くというのは薬事承認されている抗原検査  
であるという、定量検査と定性検査とい  
うのがそれぞれあるんですけども、それ  
はそれでいいと思えますけれども、抗原  
検査キットということではござい  
ますけれども、国のほうで奨励してい  
るものについては多分薬事承認されてい  
る抗原検査なのかなというふうには思  
っておりますので、薬事承認されていない  
研究用というものについては、ちょっと  
大々的にPRするものではないのかなとい  
うふうには思っております。

**○漆山光春議長** 「10番木村章一議員」

**○10番（木村章一議員）** 分かりました。

では、次に入ります。

消防団員の報酬と出勤手当を見直しを  
したらどうかと。現行、報酬は消防団員  
の場合、答弁ありましたけれども年額1  
万6,500円、これを消防庁では3  
万6,500円に引き上げたらどうかと。  
あと、出勤手当は今4時間を超えて  
2,700円だということですが、消防  
庁では日額8,000円にしてはどうか  
というふうなことを言っております。こ  
れを参考にしながら検討するというふう  
なことだったと思うんですが、大分差  
が開いておまして、財源的には消防団  
員の人数とこの額を見込んだものを地  
方交付税に入れてあると。ただ、地方  
交付税ですので、それを全額渡すかど  
うかは各自治体の判断だと。でも、消  
防庁としてはぜひその額に合わせてほ  
しいというふうな通知をしているわけ  
ですが、このことについて積極的にそ  
うようにしていくべきではないのかな  
というふうに思いますが、いかがでし  
ょうか。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 総務省通知につきましては、本年4月13日付で届いているものでございます。今おっしゃっていただきましたような通知の内容でございますが、町長答弁にもございましたように、これまで装備品の充実を優先させてきたと。そういう経過もございますので、その中で今回の通知を踏まえて今後も調査・検討を続けると、現段階ではそのようなお答えになります。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 消防庁は、来年度からはぜひそのようにしていただきたいというふうな通知のようであります。なおかつ、団を通じて支給をしているんですが、そうすると団の段階で、団というか班とか分団の段階でいろんな行事、団員のための行事といいますか、ご苦労さん会などのときの財源として使っているとかというふうな形にもなっている例もあって、自治体から団員への直接支給を徹底したいなどということも言っているようですが、来年度から、そして直接支給、この辺についてはどう考えていますか。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 前段にございました時期の件でございますが、確かに消防庁のほうでは来年度からそのようにという通知でございます。ただ、特に出動手当に関してなんですが、現在本町における出動手当と申しますのが、幾つかの項目には分かれているんですが全て一律、4時間までは1,350円、4時間を超えますと8時間まで2,700円という決め方をしている一方で、このたびの通知を見ますと、町長答弁にもありましたように災害に関する出動報酬のところは1日当たり8,000円、これを標準とするという一方で、それ以外の出動につきましては標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案し、均衡の取れた額を定

めると。均衡を取る観点から、警戒、訓練等において標準額を下回る額を定めることは差し支えないと、このような留意点なども示されております。今年の4月から見直しをして新しい手当を導入したばかりではございますが、導入に至る経過の中でもさらに西村山郡の状況なども確認させていただきました。そういったことも踏まえて、来年度に向けて引き続き検討していくということでございます。

後段のほうでおっしゃっていただきました支給方法に関してなんですが、現在団のほうでもこの点について見直しをかけているというところがございます。現在協議中という案件でございます。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） これは消防団の方々とも十分に協議をしながら、ぜひ消防庁が一定の危機感に基づいてこういったことをしたということも十分に消防団の幹部の方々にも伝わるようにしながら、しっかりした協議を進めていただきたいと思います。

さらに、空き家対策についてお聞きしたいと思います。

国として法律もつくられておりまして、それに基づけば行政代執行とか特定空き家の指定なんかもできるんだと思うんですけども、町の危険度Dの危険空き家というのも内容的には特定空き家の一部分といいますか、特に危険な部分という点で合致する内容だと思います。具体的に困っているところがあるんですね。危険な空き家があって、なかなかその持ち主が対応しないということでありますので、その辺をしっかりと対応を進めるといって、一つは条例を改正することをきっかけにしてとか、町で計画をつくる、そのことをきっかけとしたいというような答弁でもありますけれども、それはもう条例がなくても計画をつくれば行政代執行の可能性が広が

ると、可能性がしっかりしていくというふうな、そういった考えと受け取っていいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 空き家に関するご質問でございますが、計画を策定するに当たりまして、特措法にございます行政代執行という部分も検討していかなければならないというふうには考えておりますが、行政代執行が前提にありきの計画ではないというふうに考えております。計画策定の中でそこは判断してまいりたい、考えてまいりたいというふうに考えております。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 私もちろんな行政代執行だけがこの条例の主なあれではないので、空き家が適正に管理されるということで、それがどうしてもならない、放置される状況が続くというときにはそういう方向にもつなげるべきだというふうなことでお聞きしているわけですが、まずは条例改正というよりは計画を策定すると、そういう方向に行きたいという考えなのかどうか、もう一回お聞きします。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 まずは計画策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 分かりました。

全体の空き家の中で、特に危険空き家というのはいくつかありまして、全体としてはまだまだ十分に活用できるというものも多いわけなんです。それで、町としては空き家バンクなどもつくって、空き家の再利用、人が住む建物として、または利用する建物として生かしていくという方向を探っているわけなんです。最近一定の活用の効果が上がっているものとして、自治体の枠の中を外れて全

国的なレベルで空き家を流動させるといいですか、活用を広げるというふうな動きがあつて、動きと申しますかね、何でしょう、具体的に言うと「家いちば」というものがあつて、そこは全国の物件を売りたい人からの情報をいただいて、それを全国に、こんな物件があるので皆さんどうでしょうかと、活用できませんかと、買い取って活用しませんかみたいな情報を出すところで、売るほうの方も思い入れのある建物だったり、隣近所とずっと良好に過ごしてきた両親が暮らしていたところなので、人間関係を壊さない、隣近所に悪い影響を与えない使い方をしてほしいというような条件をつけて売りに出すというようなことも可能なものがあるんですが、そういった情報について、空き家バンク担当の都市整備課ではどんな情報を持っているか、お聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 空き家の活用ということが、まずもって危険な空き家が発生する前にとどめておく第一歩として一番重要なところだと思っております。

今現在、町のほうでは個人の空き家の所有者に向けて固定資産税の納税通知書を発送する際に、町のほうの空き家バンクの登録をしてはいかがでしょうかというようなものを情報提供しているところであります。

今木村議員からお話がありました「家いちば」という部分は、全国展開をしているような事業所と申しますか、ネット上のサイトにもご紹介があるということは存じ上げているところでありますけれども、そういった全国展開で空き家の物件を紹介するサイトという部分はほかにもたくさんあるようでございました。

町としましては、まず個人の財産というような部分もありますので、なかなか営利的な

部分、あくまでも個人の財産の部分にどこまで介入できるかという部分、多少難しい面もあるわけなんですけれども、そうしたご本人の、全国的に展開したいんだとか、そういったご相談の中でお話しはできるのかなど。どちらかというと大々的にPRという部分にはなかなか行きづらい面はあるんですけれども、ご相談に応じた対応という部分は進めなければいけないだろうと考えています。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 私は、空き家というのは河北町の財産の一つでもあると思うんですね。ですから、本当に隣近所に迷惑をかけるようなものはできれば解体して更地にするとか、さらに次の段階で使いやすい状態に早くしていくというのは一つなんです、さらに財産として生かしていくという観点も忘れずに、しっかりと空き家対策に取り組んでいくべきかなというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○漆山光春議長 以上で10番木村章一議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩とします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時17分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、12番細矢誓子議員の一般質問を行います。

「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） それでは、一般質問いたします。

私の質問事項は2点ございます。

1点は大町におけるヤングケアラーの認識と対策について、2点目は地域力の育成・向上に向けた大町の支援策についてであります。

質問事項1、大町におけるヤングケアラーの認識と対策についてから質問いたします。

皆さんはヤングケアラーという言葉をご存

じでしょうか。この頃、様々な形でマスコミに取り上げられ、それに関する映像と一緒に放映される機会がとて多くなりました。それだけ一般の皆様にも高い関心があるのではないかと認識しています。

私は、5月5日「こどもの日」に山形新聞の社説に掲載された記事を読んで、とても考えさせられました。「少子化の「こどもの日」社会全体で育てる時代」という見出しの記事には、小中高生の自殺者の急増とヤングケアラーの存在が増加傾向にあるという内容が書かれていました。そのとき、私は自分の周りにもそのような子供たちがいるのではないかと、私たちが気づかないでいるだけではないかという不安に強く駆られてしまいました。

国は、ヤングケアラーの定義を「本来大人が担う家事や家族の世話を日常的にすることで、やりたいことができず、自身の権利が守られていない子供」としています。

この問題について、政府は昨年12月から3月にかけて、初めてヤングケアラーの実態調査を全国の公立中学校の2年生と公立高校（全日制）の2年生を対象に調査し、約1万3,770人から回答を得ました。また、ヤングケアラーの生徒の割合が全日制より定時制や通信制の生徒が多いのではないかとということで、そちらのほうにも調査に乗り出しました。

その結果は、「世話をしている家族がいる」と答えた中学生が5.7%、約17人に1人、高校生（全日制）では4.1%、約24人に1人、定時制では8.5%、12人に1人、通信制では11%、9人に1人という結果で、1クラスに1人から2人のヤングケアラーが存在するという状況になります。

手伝いを必要とする家族の内訳は、1、きょうだい、2、父、母、3、祖父母の順で、手伝いの内容は、1、きょうだいの世話、2、家事、買物、料理、洗濯、掃除、看護、介護

などです。

世話の頻度は、半数弱が「ほぼ毎日」、1日に費やす時間は「3時間未満」が最多で、その約1割が「7時間以上」にもなっている子供もいました。

そのため、全日制への進学をやめたり、諦めたりしたと回答した生徒もいて、学業に深刻な影響を及ぼしている実態もあったと報告されています。

家族を扶助する行為を否定するものではありませんが、長時間になると子供たちの日常生活に影響を及ぼすことが多い事例がたくさんあります。

また、家族をケアする中高生に、「誰かに相談したことがあるのか」の問いには、5割から6割の子供たちが「世話について相談した経験がない」と回答したという実態も報告されています。その理由として、2割強の人が「誰かに相談するほどでもない」「相談しても状況が変わるとは思えない」と半ば諦めと思える答えが出ています。

私は、ここにとっても大きな問題を含んでいると推測します。学校での気づきや地域での気づきがあったら、もっと早い段階で解決に向かうことができたのではないかと考えます。

その解決の一つの方法として、学校や行政、地域などに子供たちみんなで同じ悩みで話し合える場所や気軽に相談できる窓口を増やすことが重要だと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

ヤングケアラーの問題が解決に向かうには、ケアラーの存在の周知が必要であると考えます。一見すれば子供のお手伝いで済まされる行為ですが、子供本人がSOSを発しない限り、見つけにくいところにこの問題の深刻さが見えています。

そんな問題解決のための取組事例を紹介します。

埼玉県は昨年、全国で初めて「県ケアラー支援条例」を制定しました。議員提案政策条例で、ケアラーの定義を「無償で介護・看護や日常生活の世話やその他の援助をする人」とし、ケアラーの支援に関する施策の基礎となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康的で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目的としています。その中に3つの理念が掲げられ、3番目の理念にヤングケアラーに関する事項があり、「教育の機会の確保の状況」を確認することを努力義務として規定しています。昨年度の事業は、実態調査や体験者講座を実施し、今年度は家族の世話をしている若者らをオンラインで結ぶサロン事業を開始しました。この動きは、今全国に広がっています。

子供は無限の可能性を秘めています。超高齢化や少子化が進む中、夢や目標に向かう若者を大人たちが多方面から手助けできる仕組みが今求められています。

本町でも、孤立しがちな子供たちにどんな支援ができるか、早期の発見に向けた取組を打ち立てて、進むべきだと考えます。

そこで、質問要旨1、本町でのヤングケアラーの実態の把握と人数の調査について。

2、子供たちが気軽に相談できる窓口の設置について。

3、ヤングケアラーの周知について。

4、孤立しがちな子供たちにどんな支援ができるのかについて。

5、学校での気づき、地域での気づきを、救済のためにどのようにつなげていけるのかについて。

町長のお考えをお聞きます。

質問事項2、地域力の育成・向上に向けた本町の支援策についてであります。

人口減少や高齢化、価値観や生活様式の多

様化で、地域社会を取り巻く環境が今大きく変化しています。

福祉、環境、教育、防災、防犯など、町民の身近な諸問題の解決には、多くの住民をはじめとする様々な主体が連携し、協力して解決する地域力をより向上していく必要があります。そのためには、地域力の発揮に取り組む人材育成が強く叫ばれています。

そこで、質問要旨1、人材育成に寄与する有効な手段についてお尋ねをします。

地域においては、多様な個々の人材が役割を持って分担し、得意分野を生かすことが地域力を向上していく有効な手段と考えています。しかし、現実には地域の事業に参加する人がとても少なくなっている現状です。地域の高齢化なども大きな原因の一つですが、様々な課題を解決して、地域力を向上していくには、事業を企画する内容にも工夫が要求されると考えます。地域活動を楽しみにし、参加者のモチベーションを高めながら、多くの住民を巻き込み、全員の居場所と出番をつくることは、各個人の自信や生きがいにつながります。これまで各地域で実行されてきたリサイクル事業や側溝の泥上げ作業、環境美化活動としてプランターの植栽などは、地域の人たちとの顔の見える人間関係の中で責任や役割を持ち、様々な成功や失敗を経験して培われてきました。今、コロナ禍の中で、顔を合わせてみんなで一緒にする事業がなかなか困難な状況ですが、こんな状況下でも地域力を高めていく必要があります。

地域力を高めるためのメニューは数多くあり、自分たちの地域に合ったメニューを選択して実行に移すことだと思います。

昨年7月末に起きた水害は、災害が少ない本町で生活してきた私たちに様々な気づきをもたらしてくれました。実際災害が起きたときに、これまで決められていたルールがうまく

実行できなかったことが数多く見受けられました。避難命令が出たときの行動や、要支援者への介助や支援、個人で準備しなくてはならない避難時の持ち出し品の把握などは、きちんと分かるシステムがとても必要だと感じました。

そのために今私たちができることは何かと考えたとき、自分たちが住んでいる地域に合った地域防災計画を作成することが急務であり、大事なことだということを強く感じます。しかし、作成するに当たっては、基本的な考え方や組み立て方など、専門的な知識も必要かと思えます。

そこで、質問要旨2、地域独自の地域防災計画の作成時に、本町が支援できる施策についてお尋ねをします。

地域力を高めるには、行政に頼り切りになるのではなく、行政の力を上手に引き出しながら、自立的に行動することが大事なことだと考えますが、いかがでしょう。

また、市町村の自治体職員も公務で地域と関わることも多いと思いますが、同時に個人として地域に関わることも大切なことかと考えます。

そこで、質問要旨3、自治体職員が地域活動に参加する利点についてお尋ねをします。

私は、自治体職員が専門的な知識を活用して地域の一員として行動することが、プロデュース的な役割を担い、いろんな場面で期待されることが多いのではないかと考えます。今回提案している地域防災計画作成などは、この役割を十分に活用できるチャンスだと思います。住民として地域活動に関わることで、職員の意識の変革が促され、それがより地域の実情に即した自治体運営につながるのではと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

質問要旨4、世帯数の少ない町内会が協働

して地域力を高めていく施策についてお伺いします。

これまで三十数件あった世帯数が、ここ10年近くで3割近く減少している地域が数多く出てきていて、1つの町内会では地域力を向上させる事業ができなくなっている地域が多くなってきました。しかし、地域力をしっかり保って、様々な課題を解決していくことがたくさんあります。例えば伝統を継承するお祭りや地域防災計画などは、町内会の区切りを超えても進んでいかななくてはならないことだと考えます。その問題を解決するのに必要な施策はどのようなものがあるのかをお聞きします。

質問要旨5、地域力が町を築いていくことの認識について。

地域の人たちが同じ作業をすることで、地域に住む人たちの地域力が向上し、様々な課題を解決していく力になっていきます。共助が低下している今日ですが、自分たちの住んでいる地域をみんなで支え合って築いていく姿こそ、地域のあるべき形だと思います。次世代につながるすばらしい財産をみんなで大切にして、未来につなげていきたいと考えますが、町長のお考えをお聞きします。

**○漆山光春議長** 12番細矢誓子議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 12番細矢誓子議員の一般質問にお答えいたします。

質問要旨1の本町におけるヤングケアラーの認識と対策について申し上げます。

1点目、ヤングケアラーの実態の把握と人数の調査についてでございます。厚生労働省によりますと、ヤングケアラーについては法令上の定義はありませんが、議員がおっしゃるとおり一般的に家族においてケアを要する人がいる場合に、本来大人が担う

と想定されているケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面でのサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子供とされております。

町では、これまで全体的な実態把握調査は実施しておりませんが、介護保険のサービスを利用する方の相談窓口となる地域包括支援センターや町内7か所の居宅介護支援事業所のケアマネジャー及び町の要保護児童対策地域協議会の情報によりますと、ヤングケアラーと思われる事例は複数あるところであります。

2点目の子供たちが気軽に相談できる窓口の設置について申し上げます。

現在、町ではヤングケアラー専用としての相談窓口ではありませんが、教育委員会において教育相談員を2名配置し、いじめ問題を含めた教育全体の相談窓口を設置しているところです。また、各子育て支援センターにおいても、子育ての悩みや家庭での問題に対し、相談業務に当たっているところであります。

国においても24時間受付の児童相談所相談専用ダイヤルや、県においても教育相談ダイヤルとして設置しており、ヤングケアラーの問題のみならず、子育てに関するきめ細かな対応をしているところであります。

3点目のヤングケアラーの周知についてと、4点目の孤立しがちな子供たちにどんな支援ができるのかについて、併せて申し上げます。

厚生労働省と文部科学省の両省においてプロジェクトチームを組み、今年の5月17日にヤングケアラー支援に関する報告書を取りまとめしております。

この内容によりますと、幼いきょうだいをケアする子供のいる家庭に対し、家事や子育ての支援の検討や支援団体などによる会員制交流サイト、いわゆるSNSを活用した悩み相談体制の支援のほか、当事者の早期発見に

つなげるため、自治体による実態調査も促すということではありますが、ご指摘のようにヤングケアラーという言葉自体の認知度はまだまだ低いと考えております。

ヤングケアラーの支援については、国においても今後検討がなされる予定であります。国の施策をしっかりと見極め、支援策などを十分周知し、町としてできることを取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の、学校での気づき、地域での気づきを救済のためにどのようにつないでいけるかについて申し上げます。

学校では、子供が育つ上で大事な家庭の環境が「好ましくない」と気づくため、常に精度の高いアンテナを張り巡らして、子供を取り巻く家庭環境の把握に努めているところであります。具体的には、日頃の複数での観察を通して情報を共有し、異常を感じたら速やかにケース会議を開いております。その中で、日常的に何時間もかけて食事の用意や洗濯、掃除などの家事をしていたり、家族のケアや通院などで学業に支障を来したりしていないかなど、把握に努めております。

小中学生にとって、その子らしく学習に励んだり、仲間と共に楽しく学校生活を送ったりすることが本来の子供の権利であります。そこで、ヤングケアラーに近づいていないか、学校や地域で気づいたことなどを相談できる体制として、教育委員会においては教育相談員を配置し、学校ではスクールカウンセラーなど子供や保護者が相談できるような体制を組んでおります。また、特別支援教育コーディネーターに就く教員は、必要に応じて健康福祉課をはじめとする関係各課とつながり、相談できるようにしております。

先ほど申し上げましたように、現在、ヤングケアラーに該当すると思われる事案が複数ございますが、常時、町の要保護児童対策地

域協議会と情報共有しながら、対応しているところであります。

このように、要保護児童対策地域協議会は福祉部局と教育委員会部局が一緒になった情報交換の場、改善の手だてを検討する場として重要であると捉えておりまして、ヤングケアラーに近づく子供たちを救済するための有効な仕組みとして、今後も継続して対応してまいりたいと考えております。

次に、地域力の育成・向上に向けた本町の支援策についてお答えいたします。

1点目の人材育成に寄与する有効な手段について申し上げます。

人口減少や少子高齢化、核家族化が進む中、産業や福祉、防災、コミュニティーなど様々な分野での担い手不足が生じております。

このような中、地域社会を構成する私たち一人一人が可能な範囲で地域社会に貢献し、互いに協力し、助け合うこと、つまり共助は必要であると考えております。

また、行政だけで全ての住民ニーズに対応することが困難な今、行政と住民・地域との適切な役割分担の下、住民参加を促し、協働を進めていくプロセスそのものが、地域力の育成・向上につながると考えております。

地域には、様々な得意分野を持った多様な方々が存在します。地域力を向上させるためにも、地域で中心的な役割を担う人材の育成、相互交流とネットワークの強化、また外部人材の活用に対する支援なども重要であると考えております。福祉や生涯学習などの分野では、研修会や講座などを開催し、情報提供なども行っておりますが、地域づくりや運営といった視点での人材育成を推進するため、研修会や講座等の開催について検討してまいります。

2点目の地域独自の地域防災計画の作成時に本町が支援できる施策について申し上げま

す。

町では、令和3年3月に台風の接近・上陸及び前線等に伴う洪水を想定した最上川の避難勧告の発令等に着眼した防災行動計画、いわゆるタイムラインを策定いたしました。この計画は、災害の発生のおそれがある時点から避難解除までの間、誰がどのようなタイミングで何をするのかについてまとめたものですが、町としましては今後地域において避難の支援が必要な方への声かけをどうするのか、避難所までの誘導をどうするのかなどを定める町内会版のタイムラインの策定を呼びかけてまいります。

具体的な町の支援といたしましては、防災専門員の業務活動を通して、地域の方々からのご相談への対応はもちろんのこと、ただ待つだけでなく、町側から率先してアプローチし、助言、働きかけを行い、地域全体での取組が推進されるよう努めてまいりたいと考えております。

また、町の地域振興総合交付金の中に安全・安心の地域づくり事業があり、防犯、防火、交通安全等の啓発活動を実施する区や防災訓練を実施する区に対して支援しておりますが、これを見直し、新たに町内会版の防災行動計画を作成する区や作成するための活動を行う区など、支援する項目を加えたところであります。

3点目、自治体職員が地域活動に参加する利点について申し上げます。

様々な課題解決について、研修などを通して日々研さんを積んでいるところですが、地域活動に参加することで、より具体的な課題が見えてくると考えております。地域の一員としての自覚も強くなり、職員の意識改革、変革、ひいては住民サービスの向上につながる重要なポイントだと考えております。信頼関係がより深まり、協働のまちづくりの推進

にもつながっていく取組として考えております。

4点目の世帯数の少ない町内会が協働して地域力を高めていく施策について申し上げます。

第8次総合計画を策定する際に設置いたしました町民会議において、人口減少や少子高齢化、多様化する暮らしの中で、地域コミュニティーの役員のなり手不足が課題であり、組織の再構築が必要ではということから、108の町内会の再編、現在の町内会名称はそのまま、複数の町内会をまとめた新たな組織づくり、取組といったご意見、さらには議会においても町内会を幾つかまとめた組織の必要性といったご意見も頂戴しているところであります。

それぞれの町内会には、歴史的な背景もあり、またそれぞれの特色もあります。複数の町内会で1つの自治公民館を運営し、その複数の町内会で活動しているところも見受けられます。複数の町内会が協働して事業を実施する場合の支援策として、区長さん方のご意見もいただきながら、今後見直しを図ってまいります協働のまちづくり活動支援事業や地域総合交付金の新たなメニューとして取り込めるのではないかとというふうにも考えております。

5点目の地域力が町を築いていくことの認識について申し上げます。

それぞれの町内会で抱える課題は、共通するものもありますが、各町内会で実情の違いもあると考えております。人口減少や少子高齢化、さらには価値観の多様化が進展する中、地域、行政の役割や連携の在り方を問い直すことも必要ではないかと考えております。これまで地域で実施してきたものができなくなり、新しい枠組みを考えなければならない危機にも直面しつつあると捉えております。

議員からもございましたが、特に災害時、命を守る行動といたしまして、共助、地域での連携が必要不可欠であります。地域力を高めていくことは極めて重要な課題であると考えております。

コロナ禍の中で、なかなか地域活動も制約を受けている中ではございますけれども、中長期的な視点に立って、人材の育成・確保、そして情報とネットワーク、また資金確保の方策、そういった観点にも立って、多角的に方策を検討し、地域力を向上させるまちづくりにつなげていく必要があるという認識を持って取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

**○漆山光春議長** 町長の答弁が終わりました。

議長から申し上げます。

12番細矢誓子議員の一般質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

**○漆山光春議長** 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

再質問に入ります。

「12番細矢誓子議員」

**○12番（細矢誓子議員）** それでは、再質問をさせていただきます。

ヤングケアラーの問題が解決に向かうには、まずヤングケアラーの発見、掘り起こしをすることがとても大事なことだと認識しています。

答弁の中で、ヤングケアラーと思われる事例は複数あると述べられていますが、この複数の事例は子供本人からのSOSか、こちらから発見をして、掘り起こしをして把握されたのか、まずそれをお聞きます。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** 河北町におきましても、ヤングケアラーらしき事例ということで、複

数ということがございます。今のところ2件ほど確認はさせていただいているところでございますが、これにつきましては要保護対策連絡協議会の中で、まずケース検討として挙げられている事例でございます、学校、あるいは民生委員さんの情報とか、そういった中での情報で今動いているものでございます。

**○漆山光春議長** 「12番細矢誓子議員」

**○12番（細矢誓子議員）** なかなか本当に掘り起こし、発見というのは難しいことだといろんな資料のほうにも載っておりますけれども、まず子供たちの判断の一つとして、体や歯の清潔さ、爪の伸び、衣服の交換などが一般的な目安だと言われております。そんなことから、子供たちに「心配なことはないのか」と声をかけるとか、部活動や自分の興味のあることはやめて早めに帰宅する子供たちの様子をチェックしまして、そんなこともヤングケアラーを見つける方法だとも言われております。

しかし、子供本人から声を出すということは本当に少ない実情だそうです。なぜならば、自分がヤングケアラーだという認識、理解をしていない子供が本当に多いということなのです。私たちは、やはり子供たちからそのような発信があったときはしっかり受け止め、理解を示すことが必要であると考えます。

答弁の中では、相談の場として教育相談員やスクールカウンセラーの配置があると述べられました。本町での教育相談員や子育て支援センターなどに寄せられた相談件数というのは今どのような状況なのか、また、寄せられた相談の内容はどのようなものが多いのか、お尋ねをいたします。

**○漆山光春議長** 「板坂教育長」

**○板坂憲助教育長** 議員がご指摘なさっているように、ヤングケアラーというのは家庭のデリケートな問題、そして本人や家族に自覚がな

いといったことで、なかなか見つけにくい状況にあります。そんな中で、学校等では議員がご指摘なさいましたようにいかにしてヤングケアラーを早期に発見するか、これが課題であります。

学校のシステムといたしましては、年度当初に家族調書を出してもらっております。家族の環境と家族構成、そういったところをまずは調べます。あと、町長の答弁にもありましたように、ちょっとおかしいなと思った場合にはすぐケース会議を開きます。ケース会議を開いて、何がおかしいのか、どういう生活状況なのか、今ご指摘あったように服装についてとか、清潔面とか、そういったところで様々な情報を共有します。

そして、いよいよおかしいなと思った場合には、先ほど来から出ていますように要保護児童対策地域協議会、要対協というふうに略して呼んでいるんですけども、これに提案しまして、各方面の方々からも情報を集めておると。そういった中で、ヤングケアラーに該当している子はいないかということで、常にアンテナを張り巡らして、協議をしているところであります。

先ほど相談内容というふうなご指摘がありました。町では教育相談員を2名配置しております。コロナ前ですと、定期的に学校を訪問し、いろいろ相談に乗っていますけれども、今現在携帯電話を保有しております、電話相談も受け付けております。何件というのはやっぱり比較できませんけれども、三十数件ほどあったというふうに聞いております。

その相談内容は、保護者であれば子育てに関すること、あと児童生徒に関しては友人関係、そういった悩みが多いようであります。

なお、スクールカウンセラーにつきましては、町で1名、県で2名、河北中に配置しております。年間で35回ほどの枠が設けてあり

ますけれども、件数については詳しくは把握しておりません。校内を回って指導したり、先生方の悩みの相談を受けたりしているところでもあります。

以上でございます。

○漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） ありがとうございます。

ヤングケアラーだった方から出された意見として、自分の気持ちをありのままに話せる場所があるとよかったという記事を見かけました。学校ではそのような場所はございますか。

○漆山光春議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 学校教育の根本、基本として、何でも話せる存在がいることが大事だということの基本に据えております。その存在というのは、やっぱり学級担任が一番であったり、学校の先生が一番であったり。ですから、子供が話しかけてきたときには、傾聴する姿勢、これを一番大事にしております。話せる存在がいるということ、これが一番大事だなというふうに思っているところです。

○漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） ありがとうございます。やはりしっかり子供が発信しているものをきちんと受け止めるという態度が一番大事なことかなと私も思います。

でも、なかなか学校の先生には言いにくいなというような場面も子供の中にはあります。ですので、学校で話せなくても、例えば地域に戻って、地域の小さなグループ活動、サークル活動みたいなどころとか、学習支援の場所とかというところの先生方に、「先生、私今こんなことで悩んでるのよ」なんていう話を持ちかけることもあると思うんですよ。ですので、やはり学校以外でもこういう場所を設けられる、そういう取組を考えてはいただ

やいませんか。

○漆山光春議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 今現在の取組としては、放課後児童クラブということで子供の居場所づくりをやっているところであります。放課後の時間を活用して、好きなビーズ作りとか、議員ご存じだと思いますけれども、4つか5つの講座を設けまして、希望者に参加してもらおうと。そこでいろいろお話をさせていただくということでもあります。

あと、今年から取り組みましたけれどもコミュニティ・スクール、これは地域の教育力をお借りして、地域の子供は地域で育てるということで、議員がご指摘なさっている地域力を大いに活用して、学校教育にもお手伝いをいただくということで、今年から取り組んでいるところであります。

○漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） やはり子供の意見、言葉を発している声を耳を傾けて聴くという場所がいろんなところにあるということは、とてもいいことだなと。ヤングケアラーを見つけるにもとてもいい施策だなと私も思います。

5月13日の山形新聞の中の「事象」という欄に、「忘れられない教え子」という見出しで掲載された記事がありましたので、とても私これを読みましてじーんと来ました。ちょっとここで紹介していきたいと思います。

「その男の子は、小2のときにはもう既にお風呂の掃除をしていたんですよ」、東北地方の小学校で、養護教諭、保健室の先生をしていた女性が話す。「今も忘れられない教え子だ。母は離婚して都会へ、祖母と2人暮らしで、洗濯やごみの片付け、買物を手伝う男の子を「偉いな」と思っていた。ただ、暮らしぶりが心配で、卒業後も時々連絡を取った。中学校は欠席が多く、勉強についていけないようだった。何とか定時制高校に進学したが、祖

母は入退院を繰り返す。男の子は身の回りの世話に追われた。そのうち、電話をしても出なくなった。何かあったのかと自宅を訪ねると、男の子はぼつりと座っていた。祖母が急に亡くなり、高校生なのに喪主を務めることになっていた」。元養護教諭は、「おばあちゃんは孫が必要で、本人はつらくても世話をやめられなかったのかもしれない」と考える。

半数の学校が生徒の存在を認識していたが、中学校の4割弱、高校の6割は地域の支援につないでいない。国は相談窓口を拡充し、福祉と結ぶ支援に力を入れるという。

まさにこの子はヤングケアラーだった。それでも、気にかけてくれる先生がいたから、どうにか高校を卒業できた。

調査では、6割超の子は誰にも相談していないことも分かり、孤立が心配だ。周りにそんな子はいないか、大人たちは気にかけてほしい。

というものが載っておりましたので、私これを読んだときに本当に大人が気づいてあげる、そういうことの大切さをこの記事の中から感じました。

ヤングケアラーが看護や世話をする家族は、何も親や祖父母だけではありません。障がい者の幼いきょうだいの身の回りの世話を担う子供もいます。きょうだいケアは、家庭のお手伝いの延長として見られがちで、その負担の重さに気づかれないという問題があります。

障害福祉サービスの家事援助には、障がい者の親を持つ子供の生活を助ける育児支援という仕組みがあります。これはどのようなものか、お聞かせください。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 現在の障がい者関係のケアといえますか支援につきましては、自立支援金給付事業というのがございますが、これはあくまでも障がい者である方の支援にな

るものでございます。障がい者の方々をケアされているお子さん、そういった方がもしかしたらいらっしゃるのかなというふうには思っているところではございますが、ヤングケアラーということになるかどうかなんですけれども、ヤングケアラーということで例えば家庭での状況、その人の状況によってはいろんなケースがあるかとは思うんですけれども、そういったケアをすることが悪いことではないというふうには私は思っております。その家庭環境の中で、いろいろ分担しながら、障がい者の方を世話されているということもあるのかなと思っております。ただ、そのケアがあまりにも度が過ぎて、学校に行けなかったり、教育ができなかったり、そういったことが問題なのかなとも思いますけれども、自立支援金給付事業につきましては、障がい者のための直接の補助事業でございます。障がい者のためのホームヘルプ事業とか、デイサービスとか、入っている施設への支援とか、そういったものでございますので、そういったことで例えば介護をされているお子さんの支援にもつながるのかなというふうには思っているところでございます。

○漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） 私これを読みましたときに、一番育児支援というので問題があるというのは、育児の範囲だということだったんです。育児というのは何歳までかということで、その支援が受けられなくなるというところが曖昧なんだそうです。まだこの支援の中身の状況が。だから、育児が何歳までかというのは、もっとしっかり国のほうとしてもきちんと明確に示す必要があるのではないかなと私はこれを読みまして思いました。

もう一つ、主に高齢者介護のため利用される介護保険では、ヘルパーが被保険者以外を援助すること自体が認められていないとあり

ますが、これについてももう少し幅を広げた解釈はできないのでしょうか。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 今回の介護保険事業の中で、在宅で介護されている方のヘルパー事業はございますけれども、これはあくまでもヘルパーを必要としている老人の方のためのヘルプ事業でございます。それ以外のものについての充用というのは今のところ認められませんので、その決められたヘルプ事業の中での実施であれば、その範囲であればできるのかなというふうには思っております。

○漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） これもちょっといろいろ問題がありまして、一事例ですけれども、ご家庭で中学生がお母さんを見てらっしゃる方がいたんですけれども、洗濯物の中に自分の運動着も入れていたんだそうです。けれども、そこに来たヘルパーさんが、介護者の方だけのお洗濯をして、中学生の運動着を洗っていかなかったという事例があったもので、もうちょっと幅を広げたあれができないのかなということで今質問しておりましたけれども、やはりある程度規制がかからないとどこまでも広がっていくということもおありでしょうから、やはりこれはその方のいろんな解釈の仕方ではかやっていけないのかなと、私も今回回答をいただきまして思いました。

5月18日の山新に、「若者ケアラー家事支援」という記事の中で、政府が幼いきょうだいをケアをする子供のいる家庭に対して、家事や子育てを支援する制度を整備する方針を決めたという内容が掲載されておりました。このことは答弁の中でも語られておられました。

また、社会的認知度向上のため、2020年度から2024年度を集中取組期間として、中高生の認知度5割を目指すとした方針も書かれておりました。やはり周知を徹底することで、皆

さんが意識をしてヤングケアラーの発見をするということがとても大事なことだと私は考えておりますので、早い段階で様々な支援につながりますので、やはり発見するには周知が一番大事だなということも私は考えております。

そこで、学校での周知とか地域での周知などはどのようにお考えでしょうか。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** ヤングケアラーというその名称自体も、本当に最近できたばかりであるというふうに私も認識しております。社会的認知度は本当に低いというには思っております。ただ、ケアすること自体が、ケアラー自体が本当にそれが悪いことなんだというように思われては大変困るのかなと。よって、きちとした認識の下のPRが必要なのかなというふうに思っております。それぞれ家庭での教育的なところも私はあるというふうには思いますが、国の方針としてこのたび文科省と厚労省のプロジェクトチームによる報告書が出ております。この範囲が、介護、教育、医療、福祉も含めていろんな幅広いような、そのような施策なのかなというふうには思っておりますので、国においては来年度の財政対策の骨太の方針にも載せるというような話も聞いております。そういったことで、国の方策を見極めながら、きちとしたPRをやっていききたいなというふうには思っておりますのでございます。

**○漆山光春議長** 「板坂教育長」

**○板坂憲助教育長** 学校に関しては、議員の質問は本当に時宜を得ているなということで、今回県教委のほうから調査が入っております。5月末日付で各小中学校に調査を今依頼している途中であります。6月9日締切りということで、それ以降ですとおよその状況が把握できるかなというふうに思います。

ヤングケアラー実態調査という名前で調査を今かけているところであります。その内容につきましては、ヤングケアラーという言葉の定義からまず始まって、学校で教頭か校長が答えられるような内容になっております。第1番目に、「ヤングケアラーの定義を見て、現在貴校に在籍している児童生徒でヤングケアラーと思われる子供がいますか」ということで、「該当する」「いない」「分からない」、その三択で質問しています。「いる」というふうに答えた場合には、様々な質問が用意されている。結果が分かりましたら、後ほど報告したいと思います。

**○漆山光春議長** 「鈴木学校教育課長」

**○鈴木淳子学校教育課長** ただいま教育長のほうからもありましたけれども、5月1日現在のヤングケアラーの実態調査というのがただいま行われている最中でございます。それにつきましては、方法としまして児童生徒に直接聞き取りをするというのではなくて、学校で把握している情報を基に回答していただくということになっております。

ヤングケアラーにつきましては、教職員、または学校関係者等につきましてもヤングケアラーに対する概念の周知というのがまだ十分でないというふうな状況でありますので、今回の調査を機に、理解促進を図った上で適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

**○漆山光春議長** 「12番細矢誓子議員」

**○12番（細矢誓子議員）** ありがとうございます。やはりしっかりした対策を取って、これから進んでいかれることを希望します。みんなが幸せを感じられるような河北町でありたいなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、地域力のほうの再質問に移らせていただきます。

地域力ですけれども、私は一番ここで人材の育成、人材を育てることが大事だと思っています。今までは、この役割というのは大きく分けると町内会の区長さんに重くのしかかっていたように思っておりますので、これからはそれらの役と一緒に進めていく人材がとも必要になってくるものと思っております。

それで、答弁の中には講演会や、地域づくりや運営のセミナーは行われていないと言われましたけれども、私はやはり講演会やセミナーというものを通して具体的に体得していくのがとても大事なことだと思っておりますので、回答の中では検討していくというふうなお答えでしたけれども、具体的に年間何回ほど開催していくのかというのをしっかり示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○漆山光春議長** 「宇野まちづくり推進課長」

**○宇野勝まちづくり推進課長** 町で開催しますこういった研修会や講座、様々な分野でリーダー育成というふうに銘打っているものもあると思っております。ただ、地域力に関しまして、まちづくりという視点でこれまでも開催されたことはありますけれども、具体的に地域力を上げていく、こういったタイトルに関しての研修、講座というのはなかったというふうに記憶してございますので、そこら辺も含めましてどういったものが適当なのか、まずはそういったところも含めて、ここで回数までははっきり申し上げられませんが、しっかり検討してまいりたいというふうに考えてございます。

**○漆山光春議長** 「12番細矢誓子議員」

**○12番（細矢誓子議員）** 災害は予告なしにやってくる。やはり地域の防災力を高めるためにも人材育成は大変大切なことだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

現在、町では防災士の育成経費として本年

度予算に3万円を計上しておりますが、それではこの防災士の活用は本町ではどのようなときになされているのか、よろしくご説明をください。

**○漆山光春議長** 「真木総務課主幹」

**○真木秀章総務課主幹** 防災士に関しましては、昨年度新たに1人資格を取得されまして、現在本町では河北町在住36名の方が防災士の資格を有しておられます。このことは、昨年度まで総合戦略の中でも目標値に定めておりました経過から確認させていただきましたが、実際に防災士の資格を持っている方をその次の手だてとして活用という部分においては、特段何もなっていないという状況でございます。

**○漆山光春議長** 「12番細矢誓子議員」

**○12番（細矢誓子議員）** やはり地域に防災士の方がいらっしゃるというだけでも、地域の防災意識が高まるというのは私は非常に大きな力だと思っておりますので、地域の小学校の子供さんたちの防災教育、そういう講座のときに地域の防災士さんが行ってお話をするなんていう方法なんかも活用の方法の一つと思っておりますので、ぜひその辺のところ、せっかく資格をお持ちになっておりますので、そのところをうまく活用されてはどうかというふうに提案します。

あと、今年度から防災専門員さんを採用されました。それで、既に防災専門員さんを活用されて事業をされた町内会などはあるのか、また、その事業内容はどのようなものだったのかをお尋ねします。

**○漆山光春議長** 「真木総務課主幹」

**○真木秀章総務課主幹** 4月に任用させていただきました防災専門員につきましては、実際に町内会としては5月に1か所、谷地中部地区にある町内会になります、そこで講習会のほうに参加させていただきました。35名ほどの

方にお集まりいただきまして、特にご要望に応じて地震に関して、加えてコロナの状況についてということで、お話をさせていただいたところでもあります。

また、地域ではないんですが、学校安全研修会のほうにも同じ5月にお招きをいただきまして、14人の方々を対象に避難時の留意事項などについてお話ししていただいているという現状にあります。

今後の予定といたしましては、各町内会単位でいろいろとオファーといえますか要請もいただいておりますので、適宜対応させていただきたいと、このように考えているところでもあります。

○漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） やはり防災専門員さんの方々のお仕事というのは一般の町民の方というのはなかなか分かりにくいかなと思っておりますので、そういう事業をされましたら様々な会、例えば区長会さんや婦人会さんの集まりなどのときにお話をさせていただくというふうには私は、やはりそういうものを皆さん知っていくというのが大事なことかなと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

今年度から地域振興総合交付金のメニューの中に、町内会版の防災行動計画を作成する区や作成するための行動を行う区に対して支援をする項目が拡大したということが書いてありました。答弁の中で言われましたので、私はこれはとても高く評価するものでございます。活動を進めていくには大変大きな力になっておりますので、よろしく願いいたします。

本当に町内会が大変世帯数が少なくなっているかなと思うように動かないという事情もありますけれども、やはりできることから始めていくことが肝要であるかなと思っておりま

す。いざというときのために、共助の力で地域の人たちで支え合う仕組みをしっかりと構築する必要があるという認識を持ってこれから進んでいきたいなと私は思っております。質問を終わります。

○漆山光春議長 以上で12番細矢誓子議員の一般質問を終わります。

ここで1時35分まで休憩とします。

休 憩 午後1時28分

再 開 午後1時32分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、9番丹野貞子議員の一般質問を行います。

「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 9番、一般質問を行います。

寒河江川の溝延の桜は、樹齢約27年になり、開花時期は大変すばらしく、遠くからもよく見えて、すばらしい景観を奏でています。

植樹してから約10年たった平成16年から、地元溝延地区の一升餅保存会の会や、アユ釣りの好きな方々の「ぼた餅を食べながら景観を楽しみ堤の桜を愛でよう」という発想から、溝延地区民が桜祭りを立ち上げました。

立ち上げから四、五年経て、溝延の実行委員会規約などをつくり、町の協働のまちづくり補助金、新しいまつり補助金などを活用させていただき、「桜祭り・楽しく歩こう会」実行委員会は、内容を変えながら、平成31年度も2020年春に向けて第16回目を計画し、準備も8分目まで進めていましたけれど、コロナ感染がだんだん広がり、中止といたしました。引き続きコロナ拡大防止が続く中でしたので、実行委員会では今年度の2021年も桜祭りは開催できませんでした。2年続いて開催できませんでした。

しかし、桜はコロナに関係なく毎年きれいに咲いて、これまで町や観光協会でもPRして

くださったおかげもあり、桜祭りイベントに関係なく、開花とともにどこからともなく人がたくさん集まってきて、にぎわっております。

私は、昨年も今年も開花時期は幾度も現地に散歩などに行きましたし、桜づつみの堤防も車で走りました。桜にかかわらず、私は日頃からよくこの道を通っているものでございます。

以前から思っただけでしたが、この時期は歩きながら見ている、運転している、上流側から来る車と下流側から行く車がすれ違えず、立ち往生している様子を見ていて、危ないなと思っていましたし、近所の方からもそういう話をよく聞いておりました。開花時期は町外の方も来ているようですし、県外ナンバーも見かけます。

実は今年、寒河江市の三泉橋近くの寒河江学園入り口あたりで、私は渋滞にはまってしまいました。抜け出せなくなりました。私の後ろは、上流に向けて大縦列でした。三泉橋入り口の上流付近で、大きなワゴン車と普通車がすれ違えず、前にも後ろにも行けなくて、詰まっている状態でした。私もどうしたものかを見ていたんですけども、みんな今度車から降りて、どうしようどうしようということになりまして、相談をして、溝延のほうの公園のところから下りてもらおうようにしましょうねということで、そこまで行きまして、溝延側のほうの人たちは住吉のほうへ流れるほうがいいですよということで、誘導をさせていただきます。それで30分くらいして、何とかその事態は切り抜けましたけれども、そこにいた方々からは「この時期だけは一方通行だといいたよね」というふうな声が飛び交っていました。今まで転落事故がなく、よかったなと思っておりますが、何かあってからでは取り返しが見つからないことになると危機

感を覚えます。

私は、質問に際し、寒河江警察署の公安課でお話を伺ってまいりました。やはり危ないという電話が毎年数件かかっているということでした。

桜祭り実行委員会では、桜祭りの日は期間限定で寒河江警察署から通行止めの許可を取り、寒河江学園近くの河北町側の公園で進入禁止とし、住吉屋方面に迂回していただくよう、実行委員会ボランティアで案内のチラシをお配りして、ご協力をいただいております。

桜づつみの桜と景観は、河北町の立派な観光資源となっています。安全な体制で楽しんでいただくために、交通規制が必要と考えます。

距離は、河北町側は溝延橋からスタートして公園までは約1.5キロありますが、300メートル置きに4か所、広い場所があります。ふだんの通行は大丈夫です。そのほかにも、畑に下りていく道路とか、川のほうに行くものもありますし、大体300メートル置きに造ってあります。

寒河江市側は、公園から三泉橋まで700メートルあります。こちらのほうは、寒河江学園と伊藤建設さんの入り口のほか、すれ違えるところは1か所です。さらに、寒河江市側のほうは、花火大会をやっていたこともあるかと思うんですけども、きちんとなくなっていて、川のほうに下りるところにコンクリートの階段をきちっと広く5か所も造ってありまして、コンクリートなんですね。タイヤを外したら危険です。

あわせて、溝延から三泉橋まで2.2キロの堤防道路なんですけれども、交通安全のために私はぜひ次の事項を提案したいと思えます。地区以外の方のご意見もお聞きしました。ぜひお願いしたいとのことでした。

そこで、質問事項の1、溝延橋から三泉橋

区間の寒河江川溝延桜づつみを、桜の開花時期に合わせて一方通行規制の考えについてお伺いいたします。

質問要旨の1は、溝延桜づつみの開花時期の車両の通行状況の把握についてです。

質問要旨の2は、その年の開花最盛時期に合わせて5日間くらい、溝延橋から上流に向けて一方通行規制を行って、交通安全対策を行ってはどうかということですが。

質問要旨の3は、桜づつみ上流、寒河江学園近くの公園駐車場に、日にち・時間指定の進入禁止の立て看板と、住吉屋方面への迂回路お願いの文書を設置してはどうかということです。

質問要旨の4は、三泉橋方面から来る車も溝延橋方面から行く車も、限定期間は住吉屋方面に流れるよう寒河江市と協議し、安全な交通の流れをつくることについてお伺いいたします。

質問要旨の5は、一方通行規制時間の10時から3時までは進入禁止看板あたりに係の人員を配置してはどうかです。桜祭りでボランティアの人がそこに立っているわけですが、やはり抑えられず、流れてくる車もありますので、1台でも来ると流れが止まってしまうということになるので、ここもやっぱり人が必要だなというふうに思っ、提案をいたします。

質問事項の2です。

寒河江川の桜づつみの桜の剪定計画と、河津桜を増やすことについてであります。

寒河江川の桜づつみは、シルバーさんをお願いしているようですが、ここで桜に詳しいプロの手でしっかりと剪定すべきだと考えます。下流側のしだれ桜も大きくなり、上流・下流ともに開花時期はすばらしい眺めで、毎年足を運びたくなるスポットになっています。ソメイヨシノとしだれ桜中心でしたが、枯れ

たところに3年前に植えた河津桜2本もまだ若いですので、けなげに成長し、楽しませてくれました。今年は気候の影響もあったのか、みんな一斉に咲きましたが、いろんな種類があったほうがよいですし、一足先に春を感じさせる河津桜は期待の品種だと思います。管理方法も同じでよいのか、プロの指導をいただきながら、増やす方向を考えていただきたいと思っています。

そこで、質問要旨の1は、大木になってきて、しっかりと剪定する時期だと思うが、今後の計画についてお伺いいたします。

質問要旨の2は、早咲き品種の河津桜を増やす計画についてであります。

以上、よろしくお伺いいたします。

再質問を保留し、一般質問を終わります。

**○漆山光春議長** 9番丹野貞子議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 9番丹野貞子議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、溝延橋から三泉橋区間の寒河江川溝延桜づつみを桜の開花時期に合わせて一方通行規制することについてお答えいたします。

まず、1点目の溝延桜づつみの開花期間の車両の通行状況の把握という点でございますけれども、溝延桜づつみにつきましては「桜祭り・楽しく歩こう会」実行委員会のご尽力もありまして、例年桜の名所として定着している中で、町内外から大勢の方が現地に見えられ、当町の春における代表的な観光、桜スポットとして大きな役割を果たしているというふうに認識しております。

ご質問の町道寒河江川桜づつみ線につきましては、開花時期のシーズン中、コロナ禍の影響もあり、3密を避けた身近な外出先として人気が高まり、散策だけでなくサイクリングや車による往来も多くあったということで、

多くの方が花見客としてお越しになられたと認識しておりますが、開花期間を通して車両の具体的な交通量把握というまでには至っておりません。

2点目、その年の開花最盛時期に合わせて5日間程度一方通行規制を行い、交通安全対策を行ってはどうかという点でございます。また、3点目、桜つつみ上流、寒河江学園近くの公園駐車場に日時指定の進入禁止と住吉屋方面への迂回路のお願いの立て看板を設置してどうか。また、4点目、三泉橋方面から来る車も溝延橋方面から来る車も交通規制期間は住吉屋方面に流れるよう、寒河江市と協議して、安全な交通の流れをつくることについて。さらに5点目、一方通行規制期間の10時から15時までは、進入禁止看板場所に係の人員を配置してどうか。この点については、関連いたしますので、一括して申し上げたいと思います。

町といたしまして、道路管理者の立場として、寒河江警察署にご相談申し上げたところでありますけれども、5日間程度の通行規制であれば、警察署に対する道路使用許可による手続として扱えるという回答でありました。

また、議員ご提案の三泉橋、溝延橋双方からの進入のみ一方通行とし、住吉屋方面に迂回する交通規制についてですが、堤防上から住吉屋方面への道路は、道路幅があまり広くなく、隣接する事業者関連の車両往来もあることから、迂回路として大量の車両を通行させることは、安全性の観点や周辺の方々からの理解を含め、十分な検討が必要であると考えております。

なお、交通規制等の立て看板設置については、交通安全確保の観点から行政界をまたぐ寒河江市との協議も十分に行い、具体的な設置方法を検討してまいります。

あわせて、誘導員等の人員配置ということ

でございますけれども、町といたしましては溝延桜つつみの開花期間において安全確保のための周知徹底を図る目的で、交通規制等の立て看板設置での対応が図られるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、寒河江川の桜つつみの桜の剪定計画と河津桜を増やすことについてお答えいたします。

1点目の桜の剪定時期、今後の計画ということでございます。

桜つつみの剪定につきましては、毎年シルバー人材センターに委託いたしまして、維持管理に努めておりますが、高所剪定作業が難しく、苦慮する現状にあります。大きくなってきたということですね。

こうした中、令和2年度におきまして、実績がある民間の園芸業者からの提案によりまして、寒河江川左岸に植栽された桜つつみのソメイヨシノを対象に、交通阻害や一定の高所を含んだ絡み枝、逆さ枝、成長を阻害する混み枝などについて、一部の剪定枝を回収することと、樹形に配慮した剪定と切り口部への殺菌剤塗布などの作業を無償で実施していただきました。そういった取組も含めて、維持管理費用の抑制に努めてきたところであります。

今後の剪定方法について、園芸業者などプロの助言もいただきながら、健全かつ安全に見ていただける成育維持に努めてまいります。

2点目の早咲き品種の河津桜を増やす計画についてでございます。

過去に遡って確認いたしましたところ、平成4年度から9年度にかけて、溝延橋上下流にソメイヨシノ、しだれ桜、オオヤマザクラ、エドヒガン、カワチザクラなど、全体で337本の桜が植栽されております。

近年に至りまして、地域の方々からのご提案もあり、早咲き品種の河津桜について、枯

れ木箇所への植え替えとして溝延橋の下流に平成30年度と令和元年度にそれぞれ1本ずつの計2本を植栽しております。

現在の桜の本数は全体で314本と確認しておりますけれども、特にソメイヨシノの成育は非常に旺盛で、開花時期には絶景のスポットとして多くの方々から親しまれております。

ご質問の様々な品種の管理方法についてでありますけれども、業者の方に伺ったところ、ソメイヨシノなどほかの桜との違いはないということでありました。

また、一説としてソメイヨシノの寿命は60年と言われております。古木になれば、幹の内部から腐れていく性質もあるということで、健全な成育維持の管理を継続しながら、長期的な景観形成の維持を考え、寿命を迎える前の一定程度の先行間引きや、枯れ木が発生した場合などを想定した植え替えの際には、河津桜を含めた様々な品種について専門の方々からのご意見も伺いながら植栽の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○漆山光春議長** 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「9番丹野貞子議員」

**○9番（丹野貞子議員）** ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、溝延桜つつみの開花期間の車両の通行状況の把握ですけれども、広報かほくにドローンで撮ったという、今年は4月15日が一番きれいだったかなと思っております、また町のほうでもこのような写真を撮って町民の皆様へ広報かほくでお知らせしていて、これはそんなでもないなというふうに思っていて、いつ頃、何時頃に撮ったかは分かりませんが、町では桜の開花時期に桜つつみの車の往来についてどのような認識といたしますか、

このような現象が起こっているということは把握なさっていたのかをお聞きしたいと思います。

**○漆山光春議長** 「須藤都市整備課長」

**○須藤俊一都市整備課長** 道路管理者としましては、交通量の把握という部分はイベント開催時というような部分は努めている状況にはございません。国勢調査で5年に一度、路線をある程度抽出した中で交通量、台数の調査というものになっています。今回、桜つつみの路線に当たる部分については、そういった観点では交通量の把握には至っていませんが、かなり大勢の方がいらっしゃるということで、どの程度の混み具合かという部分は私も三、四度ぐらい、土日も含めて足を運ばせていただいたという実情でございます。以上でございます。

**○漆山光春議長** 「9番丹野貞子議員」

**○9番（丹野貞子議員）** 私も付きっきりですと桜の開花時期に桜つつみにいたわけではないんですけども、買物をしたりとか、私の使う道路、走らせてもらう道路ですので、しよっちゅう通りますけれども、桜の開花時期によく出会うのが、紅寿の里の介護施設の車だとか、寒河江にもたくさんありますけれども、その人たちがどうやら桜の開花時期には利用者さんを乗せていろいろなところを回っているようなんですね。ですので、そういう大きな車も通っていましたし、あとは高齢者の方は車で来て、ずっとあそこを歩くというのは困難な方も結構いて、1人で車で桜つつみを走る目的で来ているのではなくて、家族の方が桜つつみの下を通過して、家にいるだけでなくという、皆さん春の楽しみとして通られているような感じに思われます。あとは若い方々も休みの日とか休暇を取って、その方々はちゃんと広い遠い駐車場に止めて、下のほうを歩いていたりとかなんですけれども、

やはり歩けなかったり、本当に高齢者の人が多いと思うんですけれども、そこを乗せて見せて歩いているなというのが、皆さんの聞き取りをしたところ10時から3時のあたりが多いようです。私のはまったところは、本当に怖くて、小さい車だと2台すれ違えるんですかね。普通車2台だと、やはり無理です。よっぽどうまい人だったらいいでしょうけれども、皆さん怖くて動かなくなっちゃうんですね。そういうこともあって、今回このような提案をさせてもらっているんですけれども、答弁を見ると、開花時期には上流に向けての一方通行規制をやってもいいかなという、これからのいろいろな過程を経なくてははいけなけれども、町としてはそれに向かっていくということではないのでしょうか。

**○漆山光春議長** 「須藤都市整備課長」

**○須藤俊一都市整備課長** 実情については、町のほう、警察署、あとは寒河江市のほうも同じような実情は把握はなっているものです。そうした中で、今丹野議員おっしゃったような交通規制がいいかどうかは結論は出ていません。しかしながら、やはり普通車が2台往来して、かつ散策する人も往来する中では、道幅が狭いという実情は皆さん状況は把握している中で、それをさばくには、短期間の間ですけれどもどういったやり方がいいかという部分は少し検討する必要があります。なので、ここに答弁したような形で、来シーズンに向けた対応を進めていきたいと考えております。

**○漆山光春議長** 「9番丹野貞子議員」

**○9番（丹野貞子議員）** 皆さんあそこを通ってお分かりだとは思いますが、ふだんでも溝延から行きますと300メートル置きに広いところがあって、すれ違えるんですけれども、1,200メートルの地点から1,500メートルに行くところにカーブがありまして、それは向こうが見えないんですね。堤防を走って

いる真っすぐなところだと、向こうから来るなと思うんですけれども、公園から700メートルくらいはカーブになっていて見通しが悪いので、すれ違うまでは対向車が来たというのが分からないんです。ですので、下がってもらったしたら公園側の方が広いところがあるので下がってもらおうということで、三泉のほうから来た人たちがよけてくれるという感じになっているようなんですけれども、やはり桜の時期というのはどうしてもたくさんの車が来るということで、いつか事故にならなきゃいいなというふうにみんな心配しながら通っているということで、ぜひ寒河江側とも協議して、そういうふうになるようにしてもらいたいですけれども、公園のほうから住吉側のほうに流れていくところに、伊藤建設さんの砂利がありますよね。あそこで作業をしている方が上ってくることと、それからずっと行くと大きい道路に行くところまではサクラノボ畑があって、確かに農道みたいな感じで、あそこをにぎやかに走るというのも、これも今答弁ありましたとおりになかなかいろいろと協議しなきゃいけないことはあると思うんですけれども、寒河江にも桜の木がいっぱいあって、桜まつりをやっていますよね。その時に、三泉橋のあたりに桜まつりという看板があって、寒河江川上流と下流に桜まつりというふうに看板があるんですよ、小さい矢印が。そうすると、上流側の、道生のほうもそうですし、こちらの河北町側もそうですし、寒河江側で宣伝している桜まつりというものを、よそから来た人は「ここから寒河江、ここから溝延」じゃなくて、ずっと寒河江川の土手を桜が咲いているわけですから、やっぱり行ってみたいと思うのは当たり前で、ぜひ見ていただきたいと思うので、やはりこれからも寒河江のほうの桜もどんどんPRしていくとお客さんが来て、こういう現象はこれ

からも出てくるなど予想できますので、ぜひ寒河江側のほうと協議していただいて、今私の提案しているような通行規制になるようにしていただきたいのと、先ほど道生のほうと言いましたけれども、三泉から上流のほうに向かっていくと、特別養護老人ホームいずみがあるんですけれども、そちらのほうもずっと桜があって、すばらしい桜並木なんですよね。ですから、もしかしたらそちらのほうもそういうふうになる可能性があるなど私は思っています、そうしたら寒河江のほうだって上流から下流に下りてくるほうを一方通行にして、大きい道路のほうから道生の、家のほう、町のほうを行って、来るということも、そういうのも話し合いながら、広域でというか寒河江市と河北町連携での桜祭りを、桜を楽しんでいただくというふうな交渉の仕方もあるのかなというふうに思っていますけれども、今私が言ったような考えについてはいかがでしょうか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 桜祭りは別として、道路管理者の立場として安全確保というふうな視点で私はお話しさせていただいている状況です。

先ほど来、丹野議員のほうからは迂回路、ご提案のようになるようなお話もありましたけれども、実はそこが一番の課題でありまして、それが難しいと思うんです。その辺も含めて、河北町部分については生活道路でない中で、寒河江市さんのほうは生活道路がありますので、その辺の中でどういった交通規制が一番ふさわしいのか、その辺はやっぱり寒河江警察署などともしっかりお話ししないと、ご提案のとおりとふうにはまだ、それは別問題として安全確保のためにどうしたらいいかというふうなお話をした中で進めていきたいという考えです。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番(丹野貞子議員) 桜祭りと交通安全はまた違うんですけども、桜が咲いているということで皆さんそこを通ってみたいということで車が来るんだろうというふうに思っています、交通安全のために質問をしているわけですけども、先ほどの答弁で「安全確保のため、周知徹底を図る目的で交通規制等の立て看板設置での対応を図られるよう検討を進めてまいります」というお答えがあったんですけども、最初に戻るんですけども、これをやったほうがいいということの取組をしようということでのお考えなんですよ。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 人員の配置というような部分はまた別として、やっぱり通行する方のマナーも当然必要です。そうした中で、交通規制を加えた中で安全に通行してくださいと、そうした取組を考えていきたいということです。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番(丹野貞子議員) ぜひ通る人の安全を考えて、寒河江市側と協議をして、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、10時から15時までというのも、私も桜祭りのときに守ってくれないという感じでしたので、先に課長のおっしゃるようなそういうことをやっていきながら、まずは来年の桜の開花時期を皆さんが安全に走れるようになればいいなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、寒河江川の桜づつみの剪定計画と河津桜を増やすことについてなんですけれども、先ほどの答弁の中で令和2年度において実績がある民間の園芸業者からの提案で、いろいろと無料で剪定の切り口部分の殺菌とか樹形に配慮した剪定などをしていただいたという答弁があったんですけども、これはどうい

う流れでしていただいたのか。私も通ったときに、いつもだとシルバーの方がいるのに若い人がいるなどと思って、今年は専門の業者の方に頼んだんだなと思って見ていましたが、今の答弁を聞くとやはりそういう専門の業者、プロの方がやっていたんだなということで、随分きれいにはなりましたけれども、まだまだ、やっぱり樹勢がいいので、また伸びてきているので、プロの業者に頼んだ経緯といたしますか、これは来年また続けていけるのかということをお伺いしたいと思います。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 プロの業者に頼んだといたしますか、こちらのほうはプロの業者をお願いされたというか、ご提案があった中で、ウィンウィンの関係で、町としてもうまくいくというふうなことで進めてきたところで、このご提案は、平成30年に遡って、桜の剪定枝を回収することが前提にあるわけですが、それは最終的には養生しながら、枝を地上に回すというような、品物になるわけですが、そうしたものをする代わりに剪定の労務作業、あるいは消毒作業をやっていただけるというようなことであります。

令和2年度の桜づつみのほうに行く前に、ちょっと社会実験をした中で、本当に信用があるかどうか確認してからのほうが良いなというようなことで、2年ほど前から別な場所で若干した経験の中で、これは信頼して大丈夫だというようなことで、令和2年度においては2月末から3月まで約30日間ですけれども、庄内の園芸業者さんですけれども、現地のほうで剪定をしていただいたと。全部で三百十何本、ソメイヨシノの大きな木がありますけれども、全ての木においてそういった形で剪定していただいたということでもあります。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） それは今年度も続いてやってくれるんですか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 市場のほうの流れで、あとは現場のほうの枝的に、引き続きできるかというような部分は、私たちとしては引き続きやっていただきたいという思いはありますけれども、その辺は状況次第で、何とも言えませんけれども、町としましては取り組めるのであればぜひ継続した取組をお願いできればというふうなことで、対応を進めたいなと思っています。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 今のところそういうのが続けばいいなというふうに思います。やはり枝がどんどん伸びてきて大変だなとみんな通る人は思っていますので、そういうのが続けていけるのであればやっていただきたいと思います。

桜の管理というので、コロナなんかは河北方式というのが先ほど飛び交っていましたが、桜の管理は弘前方式というのがあるそうで、皆さん弘前の桜を見に行っただと思うんですけども、弘前の剪定はよくテレビなんかにも出て、ご存じの方もいると思うんですが、ちょっと披露したいと思います。

「弘前公園の桜が美しいのは、リンゴ栽培で培われた技術があつてこそ。日本一のリンゴのふるさと弘前市には、130年を超えるリンゴ栽培の歴史に裏づけられた日本一の技術が引き継がれています。リンゴ栽培の最も重要な作業の一つに剪定があります。この剪定と施肥、薬剤散布という弘前方式の3つの基本に、根の病気に対する積極的な外科手術、幹から伸びる不定根の保護、そして土壌改良という新たな管理技術を加え、弘前方式は進化してきました。これにより、本来寿命は60年ともいわれる桜が100年を超えてもなお見事

な花を咲かせています。この管理方法は全国の手本ともなり、数多くの桜の管理者がその技術を学ぼうと弘前を訪れています。弘前公園の桜は、約50品種、2,600本、ソメイヨシノを中心に八重紅しだれや垂れ桜などが咲き誇ります。園内の桜は、ソメイヨシノの場合、樹齢100年を超えた老木でも1つのつぼみから咲く花の数が5個から6個と多いのが特徴です。満開の枝をじっくり眺めてみると、花にボリュームがあり、優美な桜は日本一の徹底した管理から生まれるということが分かります」というふうなことで、皆さん新聞報道やテレビなどでも見たことがあると思うんですけれども、樹木医さんみたいな人がいて、弘前の60年と言われるソメイヨシノが100年を超えてもなおそういうふういきちんと咲いているというのは、やっぱりきちんとした管理があって、そういう桜の名所と言われるような桜を咲かせているんだなというふうに思いますけれども、今は溝延の桜つつみは約30年ですので、まだ老木とは言えない、ちょうど中堅といいますか、人間だったら働き盛りといいますか、だからきれい盛りですよ。ですので、まだ樹木医さんがやるような剪定は要らないのかもしれないんですけれども、随分大きくなってきて、混んでいるなというふうには思うんですけれども、先行間引きとかそういうのはいつ頃する予定なんですか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 一説では60年の樹齢というふうな中で、それを迎える前でもある程度ちょっとうろたえるような幹なども出てくるかと思います。定期的に道路パトロールをしながら、あるいは少し専門の方にも足を運びながら、優先順位をつけながら、そろそろこれは間引く必要があるのかとか、そういう助言は必要があるかと思います。その際には、

まだ具体的な年次計画で云々までは至っていませんけれども、樹医の方とか造園屋さんとかそういう方も含めた中で、どういったタイミングであるかという部分を検討させていただければと思います。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 専門的なことなので、私もよく分からないんですけども、やはり間引きとかそういうふうなものについては担当課のほうでよくご相談なさって、よく管理をしていただきたいなと思いますし、もし枯れ木が出た場合は早咲き品種の河津桜をもっと増やしていただきたいなというふうに思います。河津桜は、ソメイヨシノと違って可憐というか、混まないできれいな花だなと、色も濃いし、思うんですね。ですので、皆さん春になると、厳しい冬の後の春の訪れは誰もがわくわくして、スイセンが咲いた後2週間ぐらいには桜も咲くわけですけども、その中で特に河津桜なんかが先に咲くと、皆さん散歩する方も訪れる方もやはりいいなということで、桜つつみの景観というのはちょうど月山とかが見えて、溝延橋から見えるあの景観もすばらしく人気なんですよ。桜が咲くばかりではなく、あそこも観光スポットと言われるゆえんだと思うんですけれども、河北町の溝延の桜祭り実行委員会のもではなくて、河北町の観光資源だというふうに皆さん思っているかと思うんですが、その中でやはり町としても観光スポットを大事にしていくというのは大事だと思いますので、ぜひ河津桜も手入れをしながら、今植えているのが枯れないようにしていただきたいというふうに思います。先ほどの答弁にあったとおり、ソメイヨシノと管理は同じだということで、難しくない品種のようですので、私たちも地元の人も見守りながら、桜つつみの桜を見守っていただきたいというふうに思います。

今回は、溝延の桜づつみがきれいになって、とにかくお客さんが来てあそこの交通渋滞が心配でということで、一番は事故にならないように町で考える必要があるのではないかとということで、私は交通規制のことを特にご提案をする質問といたしました。いろいろと課長とのやり取りの中で、前向きにやっていたければなというふうに思いますので、寒河江市さんと相談しながら、よろしくお願ひしたいと思いますが、一言聞いてから。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 町の春の大事な観光スポットですので、交通の安全確保という観点から、今ご提案いただいたものを、いろんな関係機関とも調整しながらですけれども、その辺図って、安心して誰もが通れるような桜づつみというような部分を目指した中で、かつ桜そのものもこれから一説60年の樹齢の中で当然植え替えの時期も出てきますし、先ほど言われたように河津桜だけ植えてはこれまでの景観が乱れてしまいますので、それだけでは難しいので、やはり一定程度ソメイヨシノも加えた中で、今の景観維持につながるように、そういった維持にも努めなければいけないということで、努力してまいります。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番(丹野貞子議員) ありがとうございます。

一般質問を終わります。ありがとうございます。

○漆山光春議長 以上で9番丹野貞子議員の一般質問を終わります。

ここで2時25分まで休憩とします。

休 憩 午後2時14分

再 開 午後2時24分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、11番石垣光洋議員の一般質問を行います。

「11番石垣光洋議員」

○11番(石垣光洋議員) それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項の1として、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

まず1番目に、河北町における新型コロナウイルスのワクチン接種の見通しについて伺います。

町内会ごとの接種ということで、河北町では順調に、混乱もなくワクチン接種が進められていると考えますが、ワクチン接種の希望者に対する接種はいつ頃までに終わると見ているのか、伺います。

2番目に、PCR検査を拡充すべきことについて伺います。

海外の例では、PCR検査を広く行うことで、経済活動を制限せず、経済も成長している国もあります。一番罪深いのは、検査抑制論だと思います。けれども、この病気の性格からして、感染した人をできるだけたくさん見つけ出して、隔離すること以外に基本的な対策はないわけでありまして。だとすれば、当然できるだけたくさん検査を行っていかねばならないというのは、これは誰でも分かる道理だと思います。だから、世界中ではそうしているわけでありまして。けれども、日本ぐらいだと思いますが、PCR検査をあまりやっちゃいけないという、物すごく訳の分からない理屈があるわけです。オーストラリア、ニュージーランド、台湾など、徹底した検査で国内の経済活動を回している国があります。経済も成長しています。日本では、生活の制限により経済が停滞しています。

新聞報道で、南陽市では5月23日から無料PCR検査を実施とありました。秋田市では、抗原検査キットを教職員に配付、5,800人分、対象は学校69校と保育園や認定こども園など計141施設とありました。このように、市レベ

ルで行っているところはあります。県の権限に属することだと考えますが、PCR検査を広く行うように山形県に要求すべきと考えますが、考えを伺います。

3番目として、今後の対応について伺います。

町内経済が目に見えて衰退していく状況にあると考えます。自粛や外出の制限、私権の制限で、経済活動も文化活動もイベントなども行えない状況です。これまでも幾つかの支援策などが行われてきましたが、町内経済に対する河北町の今後の支援策について伺います。

次に、質問事項2として、農業政策について伺います。

まず1番目に、米価下落が予想されるが、対策について伺います。

米の需給緩和が懸念される2021年産米で、飼料用米などへの転換も考えられます。20年産米の在庫量も多いとされる中、米価下落を回避するための対策が必要です。

農水省による21年産米の需要に見合った適正生産量から見ると、作付面積で前年比5%の削減が必要で、山形県農業再生協議会が設定した生産の目安、1.3%と開きがあります。どのくらい米の価格が下がるのか、田植えが終わったばかりですが、不安があります。安定した生産ができるのは米ですが、米の生産者価格が下がれば、営農計画や収益の見通しが立たなくなり、再生産、次年度の営農もどうするか考える人も出てくると思います。米の耕作の受け手も厳しい状況に置かれてしまっています。長期的な米価の安定や対策が重要だと考えます。手取りの確保が重要です。米の値段の暴落のおそれがある中、対策について伺います。

2番目として、サクランボの生産見通しについて伺います。

霜の害によるサクランボの着果不良が多いと聞きます。品種によっては、園地によっては、近年にないほどの不作との声も聞きます。また、去年の豪雨災害による樹園地の冠水被害により、サクランボの木が弱っている状況もあります。

河北町では、いわゆるふるさと納税でもサクランボを重要な品目として挙げていますが、サクランボの今年の生産の見通しについて伺います。併せて、ふるさと納税分は確保できているのか、伺います。

3番目として、所得向上対策について伺います。

近年の環境変化による農作物の被害の中で、農家の所得も不安定になってきています。先々の見通しがないと、営農継続や資産設備の投資も踏み切れないと思います。河北町の農家所得向上対策について伺います。

次に、質問事項の3として、自殺対策について伺います。

1番目として、自殺の予防について伺います。

自殺の実態から見る重点的に取り組む対策は何か、伺います。

令和2年中における自殺者数は2万1,081人となり、対前年比も912人で約4.5%の増です。

男女別に見ると、男性は11年連続の減少、女性は2年ぶりの増加となっています。また、男性の自殺者数は女性の約2倍となっています。

令和2年は、元年と比較して20歳代が大きく増加し、404人の増加となりました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であります。自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

新型コロナの影響により、社会全体の自殺リスクが高まっていること、自殺の要因となる雇用、暮らし、人間関係の問題が悪化していることがあると考えられます。

もとより諸外国と比べて高い日本の自殺率です。

自殺は、誰にでも起こり得る社会的な問題です。新型コロナ禍で急増する女性、若者の自殺。自殺は、個人ではなく社会の問題です。

日本における自殺者数は、1997年までは2万人台の前半で推移していました。しかし、1997年11月の経済危機が起きた翌年に、自殺が急増しました。年間ベースで8,500人も増えて、3万人を超える人が自殺で亡くなる事態となりました。そして、コロナ禍の現在も、当時と似た状況になりかねないと懸念しています。

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大は、多くの人に経済的なダメージを与えています。特に女性雇用者への影響が大きく、その脅威は中でも女性非正規雇用に襲いかかり、生活の困窮につながっています。新型コロナの影響による雇用状況の悪化で、女性非正規雇用者が雇用調整に使われること、雇い止めに遭っているのだと考えます。

生活保護の扶助の種類から、増加している扶助から具体的な経済的な困窮の状況が見えてくると思います。

一般生活を行っている女性たちが、経済的理由から生活苦に陥り、自殺を選んでいるとすれば、悲惨な話です。こうした被害者が出ないように、目配りをすべきだと考えます。重点的に取り組む対策は何か、伺います。

2番目として、学校教育現場における自殺予防について伺います。

若年層では小学生が15人、中学生が145人、高校生が338人で、合計498人です。教育現場での自殺や、それにつながるいじめ対策など

について考えを伺います。

以上、お伺いします。

**○漆山光春議長** 11番石垣光洋議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 11番石垣光洋議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

まず、1点目のワクチン接種の見通しでございます。

町では、高齢者の接種につきまして、サハトベに花を会場に、1回当たりの接種人数を増やした集団接種を行い、現在、7月末まで完了に向けた取組を進めているところであります。

16歳から64歳までの方の接種につきましては、現在行っている高齢者の方の接種が終了し、ワクチンの供給状況量などを踏まえながら、順次接種を行っていくこととしたいと考えております。具体的な開始時期、実施体制、進め方など、現在、町医師会にご相談申し上げながら、検討を急いでいるところであります。

2点目のコロナウイルス感染の検査について申し上げます。

現在、町では今年3月23日から県立河北病院に設置された山形県PCR自主検査センターで検査を受けた方に対して、検査費用の半分の2,500円を助成しております。

町内在住の方で、この自主検査センターで受検された方は昨年度、令和2年度で5名、令和3年度に入ってから5月24日現在で31名の方が利用されているという状況であります。

また、発熱等の症状がある方は、県が診療・検査医療機関として指定した医療機関を受診し、診療や検査を受けていただいております。

PCR自主検査体制の拡充につきましては、

その前提として検査の人的体制の確保が必要となつてまいりましてでございますけれども、クラスターなど感染の拡大を防止する策として重要な課題であるというふうに思いますので、県町村会などでも議論を行いながら、県などへの要望も検討してまいりたいと考えております。

3点目の今後の町の対応について申し上げます。

5番議員もご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により町内経済は非常に大きな影響を受けていると認識しております。中でも飲食業をはじめ交通事業者など、特に影響が大きいと認識しております。

令和2年度には、影響の大きい業種を中心とした支援策として、かほく応援券発行事業、河北町交通事業者等支援事業、河北町飲食業緊急支援事業などを実施してまいりました。

今年度に入りましても、県内でも依然として感染拡大の状況が続いている中で、高校や飲食店での集団感染が確認されてきたところでもあります。

今後の支援策といたしまして、既にご可決いただいておりますが、売上げ減少率の大きい事業所への持続化支援金事業として、地元消費の拡大及び地域経済の活性化を図るため、町民1人当たり3,000円分の応援券を世帯ごとに配付し消費喚起を行うかほくほくほく応援事業を実施してまいります。

次に、農業政策についてお答えいたします。

1点目の、米価の下落が予想されるが、その対策についてという点でございます。

米政策につきましては、平成30年産から見直しが行われ、国が配分してきた生産数量目標に代わって、県農業再生協議会が市町村ごとに地域農業再生協議会へ生産の目安を提示することになりました。将来にわたって意欲を持って稲作経営を行っていただくため、全

国的な需要に応じた米生産による価格の安定を目指し、米作りに取り組んできたところでもあります。

最近の動向を申し上げますと、全国の令和2年産の主食用米の作付面積でございますが、都道府県ごとの増減はございますが、令和元年産の137万9,000ヘクタールから1万3,000ヘクタール減少いたしまして、136万6,000ヘクタールとなっております。

戦略作物等は、新市場開拓用米や米粉用米、備蓄米が増加する一方、加工用米、飼料用米が減少いたしました。

米の相対取引価格は、年産平均で元年産が60キログラム当たり1万5,716円、令和2年産は令和3年4月末現在時点で1万4,860円と856円下がっている状況です。

令和3年産米をめぐる需給の見通しでございますが、人口減少による需要の低下に加え、新型コロナ禍による影響も相まって需要が下がる一方で、在庫量は多い状況であります。

こうしたことから、農林水産省においては令和3年産主食用米等生産量の見通しを令和2年産から30万トン減の693万トンと示しております。

県における生産の目安は、令和2年産から7,500トン少ない33万3,500トン、面積換算で5万5,769ヘクタールとなっており、河北町においては2年産から124トン少ない5,713トン、面積換算で901ヘクタールと示され、市町村間の調整も行い、929ヘクタールが令和3年産の生産の目安となっております。

田植えが終わった現在として、その目安の目標を達成することがまずもって一番の対策と考えております。

今後取り組んでいくものとして、町の農業再生協議会では、国や県協議会からの情報などにより、水田でどの作物をどれだけ推進するかなどを決定する水田収益力強化ビジョン

を作成することとなっておりますので、その内容を生産現場に周知してまいります。

また、経営所得安定対策による収入減少影響緩和交付金として、米価等が下落し、対象農業者の標準的な収入の額を下回った場合に、その差額の9割を対象として国費を財源とする交付金の交付、それに伴い農業者が自ら積み立てている積立金の返納により補填する制度も活用しております。

なお、令和元年度からは全ての農産物を対象に収入減少を広く補填する収入保険制度も実施されており、河北町では令和3年2月15日現在の数値でありますけれども30の経営体が加入している状況であります。

さらに、「山形おいしさ際立つ！米づくりプロジェクト本部」が主催する2020年度県産米食味コンクールで、「つや姫」と「雪若丸」の部で4名の生産者が本町から受賞しており、山形県知事賞を2018年から3年連続で受賞するなど、実績もございます。河北町産米がおいしい米であることを広くPRするとともに、ふるさと納税制度の中でも紹介し、消費の拡大に努めてまいります。

今後とも国、県、農協等からの情報を把握、注視し、また連携しながら、状況の把握に努め、需要に応じた生産・販売を推進してまいりたいと考えております。

2点目のサクランボの生産見通しについて申し上げます。

J A さがえ西村山の調査によりますと、今年のサクランボは4月10日、11日、15日の低温と降霜があり、佐藤錦で20%から60%、紅秀峰で40%から80%程度の雌しべの枯死が発生いたしました。

また、受粉の環境として、満開期での天候は晴れ間が少なく、風の強い日が多かった影響で、ミツバチやマメコバチなどの訪花昆虫の活発な活動の期間が短かったと推定されて

おり、人工授粉の対応などに大きく左右される結果となりました。

5月27日、県から令和3年産のサクランボの作柄調査結果が発表されました。新聞報道でも「県産初の1万トン割れ」と報道されましたように、県の予想収穫量は9,500トンで、作柄は「少ない」という、5段階評価の一番低い作柄となっております。

J A さがえ西村山の調査でも、町内の園地の着果数は過去10年の平均でも最も低い結果となっております。

住宅街の多い谷地地区の園地と山間部の北谷地地区よりも、平場の西里地区、最上川沿いの園地が多い溝延地区は、これまでにない少ない着果数となっていると見ております。

予想収穫量は、昨年の35.4ポイント低く見込んでおりますけれども、地域や園地によってばらつきもあるようであります。

県においては、6月2日、サクランボの凍霜害等に関し、各種の支援事業をまとめた緊急パッケージを発表しております。

町といたしましては、営農意欲と農業生産の維持、向上が図られるよう、関係機関と連携を取りながら、早期の収穫と出荷を呼びかけていくとともに、農家支援については県やJ A グループと協議し、検討を進めてまいりたいと考えております。

議員から併せて質問が出されているふるさと納税分の確保につきましては、J A さがえ西村山とも話し合いを持ち、協力の確認を行っているところであります。

3点目の所得向上対策について申し上げます。

これまで町内では、肥沃で平たんな恵まれた土地条件、国営寒河江川基幹水利事業による安定的な水利条件の下、水稻を基幹とし、サクランボなどの果樹、野菜、花卉などの施設園芸作物を組み合わせた複合経営形態の農

業が営まれてきました。

今年度の主な対策として、サクランボの新品種であります「やまがた紅王」などの生産の支援として、苗木購入や雨よけハウス整備に支援し、今後の所得向上に期待しているところでもあります。

また、グローバル産地づくり推進事業として、イタリア野菜などの販路拡大による6次産業の推進と農商工連携の強化を推進してまいります。

また、若者の担い手、新規就農者の育成として、国の助成金や農業用機械購入の支援を行い、バックアップも行っているところであります。

今後とも販売額向上を目指す農家の生産性及び所得向上の推進のため、国、県の補助事業等での支援体制について継続して情報を共有し、関係団体と共に町の農業振興に努めてまいります。

令和元年6月5日のひょう、突風、集中豪雨による被害、令和元年10月の台風19号による被害、令和2年7月豪雨による洪水被害、令和2年12月からの豪雪による被害、またこのたびの凍霜害と、立て続けに自然災害に遭っている状況にあります。自然災害に対応できる先端技術を活用した栽培管理システムの開発や施設導入なども今後の検討課題になっているのではないかと考えております。

次に、自殺対策についてお答えいたします。

1点目の、自殺の予防について、自殺の実態から見る重点的に取り組む対策は何かのご質問に対して申し上げます。

河北町では、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して、平成31年3月に町の自殺対策計画を策定しております。

自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係しており、社会的な要因の変化により自殺者の

状況も変化していると考えております。

議員がおっしゃるとおり、厚生労働省自殺対策推進室のデータによりますと、全国の自殺者数は全体として平成23年以降は減少傾向でありましたが、令和2年には増加しております。

河北町の近年の自殺状況につきましては、河北町地域自殺実態プロファイルによりますと、平成25年の8人をピークに減少傾向にあり、直近のデータでは令和元年が1名となっております。特徴としては、女性の60歳以上の方が多く、健康問題が要因の1位に挙げられております。その他の要因としては、失業や介護の悩み、過労、職場の人間関係、生活苦などがあるようであります。

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、多くの方が健康面や経済面など様々な不安を抱えながらの生活を強いられており、長期化もしております。

こうした状況を踏まえ、町の対策といたしましては、高齢者、生活困窮者、勤務・経営などについて重点的に取り組むことが必要であると考えております。

また、町の自殺対策計画にもありますように、町民一人一人が住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らせるよう、町民一人一人が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、相談機関や医療機関につなぎ、その指導・助言を見守るゲートキーパーになることが必要と考えております。

2点目の学校教育現場における自殺予防について申し上げます。

第6次山形県教育振興計画（後期計画）におきましては、目指す人間像として「「いのち」をつなぐ人」を掲げ、自分の存在や生き方を大切にしながら、多様性や個性を受け止め、他者の命や生き方を尊重する教育を推進する

とされており。

それを受けて、町では第2次河北町教育振興計画において、基本方針1に「自他の「いのち」を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進する」を掲げ、各学校での「いのちの教育」の推進に取り組んでいるところであります。

自殺予防においては、自分の本心を言える人がいること、話を聞いてくれる人がいること、自分の考えに共感してくれる人がいることが重要であります。そのため、学校におきましては、子供が自分の口から悩みや相談事を話せるよう、発達段階に沿った対応の工夫をしております。

一例を申し上げますと、昨年度、河北中学校では生徒を取り巻く生活全般について、1・2年生を対象とした教育相談を実施しております。放課後に一定期間を設け、教師と生徒の二者面談を「学年担任制」という方法で行いました。通常、3年生の進路相談がメインとなる三者面談は学級担任が行いますが、学年担任制はその学年を担当する9名の教員の中で、相談したい先生を生徒に選択してもらう方法でございます。生徒にとって、自己開示しやすい環境となり、教員にとっては生徒理解につながるよい機会になったと考えております。

また、学校でのいじめの実態については、令和2年度の認知件数は令和元年度より増加いたしております。その要因としては、昨年度、休校明けから感染症に対する差別と偏見を生み出さないように注意深く児童生徒の様子を観察し、小さなことでもいじめと認知して、指導に当たったためであると捉えております。

学校での取組としては、子供に自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成するといった3つの機能を意

識した授業づくりを心がけております。特別の教科道徳や学級活動の時間だけではなく、あらゆる教科で実践し、積み上げることで、子供たちの自己肯定感が高まり、周りに認められている実感が次の意欲へとつながります。子供の実態をつかみ、明日が待ち遠しい学校活動づくりに励み続ける教師の姿勢そのものが、自殺やいじめを防止することにつながることも考えております。充実した学級・学校運営に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を行います。

まず最初に、農業政策についてお伺いします。

まず、地代の見直しについて伺います。

新型コロナウイルス感染拡大による需要の喪失から、2021年産米の昨年以上の米価下落が危惧されています。米の概算金なども低水準に下落しかねず、多くの米農家が米作りから撤退することにつながりかねません。コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

農水省の農業経営統計調査によりますと、令和元年産米の10アール当たり資本利子・地代金額算入生産費は12万9,500円で、60キロ当たり全算入生産費は1万5,155円であります。米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家は作り続けられなくなる状況が生まれてきます。

また、安い米の定着によって、生産者だけではなく、米の流通業者の経営も立ち行か

くなる状況になると思います。

こうした中では、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしているが、この低価格では規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成25年度までは、米、麦、大豆などの主要農作物の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用と販売価格との差額を基本に交付する農業者戸別所得補償制度が取られ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

米価が下落すれば、稲作経営が成り立たなくなるばかりか、水田が持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかであります。

農地耕作者は、耕作の受け手として規模拡大をしていますが、地代の負担が大きくなってきます。河北町の地代について、見直しの見直しなど検討されているのか、伺います。

**○漆山光春議長** 「増川農林振興課長」

**○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長** 大変米価が下落するというおそれが、現在農業者間のほうでは話し合われているところでございます。本当に米価については心配される状況と。これまでにないコロナウイルスで外食産業などで消費が停滞しているということで、本当に心配なところであります。

先ほど石垣議員からありました地代についてでありますけれども、平成21年まで農地法上、農業委員会のほうで標準耕作料ということで作成する義務がございました。平成21年に法改正がありまして、農業委員会のほうで標準耕作料をつくるという義務がなくなりまして、農地地代が高額であれば農業委員会のほうで勧告する制度もありましたけれども、それもなくなったという状況が今現在まで続いているところであります。

それ以後、河北町では参考賃借料設定協議

会で参考的な賃借料をつくっているところがございます。これについては、令和元年に見直されまして、今現在の参考的な賃借料を設定をしているところであります。農業情勢が変われば、その都度見直されるというようなことを行っておりますけれども、なかなか現在農業者のほうも大変な状況で、農業情勢について今後の推移を見ていくというようなことが必要ではないかというふうに考えてございます。

**○漆山光春議長** 「11番石垣光洋議員」

**○11番(石垣光洋議員)** ありがとうございます。今後の推移を見ていくということでございますけれども、注意深く見守っていただきたいと思います。

次に、経営所得安定対策についてお伺いします。

先ほどの町長答弁でもありましたけれども、様々な施策を町としても利用しながら行っているということでございます。その中で、ナラシ対策、収入減少影響緩和交付金、ゲタ対策、農作物直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金等があります。その中で、対象者は認定農家や集落営農組合、あと新規の就農者等だと思いますけれども、ほとんどの稲作農家が河北町では該当すると考えてよいのか、伺います。

**○漆山光春議長** 「増川農林振興課長」

**○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長** 令和3年作につきましての経営所得安定対策の加入状況については、6月30日まで加入申込みの期間となっております。

令和2年の収入減少影響緩和交付金のナラシ対策についてでありますけれども、米の加入状況で申しますと9の集落営農で230農家ほど、あと認定農業者や新規就農者で20件ほどの加入者があるというふうな状況でございます。そのほかに、全体的に収入保険制度が

ありまして、それでカバーされているという  
ようなことで、合わせて280戸ほどの農家が加  
入しているということで、ほぼ全ての農家が  
加入しているというふうに考えてございます。

**○漆山光春議長** 「11番石垣光洋議員」

**○11番(石垣光洋議員)** ありがとうございます。

よほどの暴落がない限りは、ある程度は対策  
なされるんだろうとっております。その中  
でも、やはり各関係者と相談の上、田植えが  
終わったばかりですけれども、9月、出来秋  
に向けて努力をお願いしたいと思います。

次に、農業施設の被害の対策についてお伺  
いしたいと思います。

答弁書にも、県の補助事業、国の補助事業  
を利用しながら対策を行っていくというこ  
とでございますけれども、一層の助成を県に求  
めていただきたいと思います。

昨年12月から今年にかけて、大雪により農  
業施設に対する被害がありました。山形県で  
は、35市町村のうち34市町村に及んだとい  
うことで、甚大な被害、総額で20億円ほどの被  
害ということでございます。一層の助成を県  
に求めることをお願いしたいと思います、  
考えを伺います。

**○漆山光春議長** 「増川農林振興課長」

**○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長** 令

和2年12月からの大雪によりまして河北町に  
も被害があったほかに、令和2年7月の豪雨  
災害ということで、それからまた今回の凍霜  
害ということで、立て続けに気象災害によ  
りまして被害に遭っているところであります。本  
当に気象状況が一方的に偏るといふような  
ところで、自然災害の恐ろしさを感じている  
ところでありますけれども、この中で農業をや  
っていくといふようなことで使命でござい  
ますので、自然に対する農業の備えというよ  
うなことで、機械設備などについても考えて  
いかなければならないというふうに考えてござ

います。

今回の凍霜害につきましては、気象災害対  
策施設整備等緊急支援ということで、霜被害  
を想定した機械設備などをパッケージなどで  
県のほうから交付を待っているところでござ  
います。

大雪、あと凍霜害を含めまして、農家の意  
見を広く聞いて、県のほうに要望などを行っ  
ていくといふようなことが肝要だと考えてご  
ざいますので、関係機関と相談の上、その対  
策について協議していきたいというふうに考  
えてございます。

**○漆山光春議長** 「11番石垣光洋議員」

**○11番(石垣光洋議員)** ありがとうございます。

よろしくお願いいいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策につ  
いてお伺いします。

町では順調にワクチンが接種されているわ  
けですけれども、やはり自治体からワクチン  
を広げていく、そういうことしか新型コロナ  
ウイルスについてはないんだろうと思いま  
す。RNAウイルスは変異しやすいウイルスで、  
日本では感染を繰り返している地域もあり  
ます。集団免疫ということが言われておりま  
すけれども、集団免疫の達成には人口の70%が  
なることが鍵ということですので、自治  
体からワクチンを加速化することが大事です。  
集団免疫が獲得されれば、感染者数や死者数  
が大幅に減少し、経済活動も活発に行えるよ  
うになると思います。

その中で、答弁では7月末まで65歳以上  
の方、その後、国からのワクチンの配付を見  
て16歳から64歳までの町民に広げていく  
ことでしたけれども、そういう場合には医療  
施設や介護施設、あるいは保育、学校、そ  
ういふところの従業者を優先してお願いを  
したいと思っております。

日本では、PCR検査を健康保険から外し

て医療費を抑制しておりますけれども、精密医療がなかなかできない状況です。検査したり、病院に行ったり、隔離したりするのが当たり前だと思います。これまで社会的検査を行ってこなかったのが、PCR検査自体、自治体が小学校、中学校、介護施設、保育施設など、完全に押さえていない状況です。結果として何が起きたかという、実質GDP、成長率が緊急事態宣言下では、5番議員の質問でもありましたが、日本だけ突出して不況になり続けています。コロナ対策と経済対策は表裏一体であります。コロナの今の状況は、病気じゃない人には検査はしませんよという状況です。だから保険は使えませんよという状況。こういう事態が、物すごく検査の抑制になってきてしまいました。普通の人々が平等に平均的な医療が受けられるはずだという皆保険だったり、日本で割と隅々まで行っていたはずの医療も、一部の人は受けられないという状況にまで医療が崩壊してしまったという状態になってしまいました。

こういう中で、ワクチンの65歳以上の接種が始まりました。ワクチンの予約を取っていない人を、自治体から掘り起こしていくしかないと思います。PCR自主検査体制の拡充は県などに要望していくという答弁でございました。今、PCR検査は手作業ではなく自動化の時代です。テレビでは手作業での検査が放映されますが、世界では自動化が進んでいます。河北病院のPCR検査は、河北では5月24日現在で31名ということでした。オリンピックでは、関係者は毎日検査ということでもあります。町独自のPCR検査の導入も検討すべきと考えますが、考えを伺います。

**○漆山光春議長** 「堀米健康福祉課長」

**○堀米清也健康福祉課長** PCR検査に関しましては、各病院で昨年度の3月から実施されている状況でございます。ただ、現在もですが

予約がいっぱいであるというのは変わっていないような状況でございます。6月いっぱい、30名で埋まっているような話でございました。

町でのPCR自主検査の実施ということなんでしょうけれども、今のところ町としましては河北病院の自主検査センターでの検査に対する助成、あるいは高齢者施設関係につきましては感染拡大防止のための商品の購入費用、それからPCR検査を実施した場合の手数料の費用も補助で見させていただいておりますので、そういったことでの対応というふうにはなるかと思っております。できるだけワクチン接種を早く進めていきたいというふうには思っているところでございます。

**○漆山光春議長** 「11番石垣光洋議員」

**○11番（石垣光洋議員）** よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ニュースで知っておられる方もおると思ひますけれども、今年2月に関西の小学校で男子生徒が持久走でマスクを着用して亡くなったというニュースがありました。コロナ禍の中での学校での体育などの指導について、河北町として注意喚起をどのように行っているのか、お伺ひします。

マスクをすると、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。体育の授業等においては、マスクは必要ない旨の通知がスポーツ庁ですか、そこから出されていると思ひますけれども、河北町として注意喚起についてお伺ひします。

**○漆山光春議長** 「鈴木学校教育課長」

**○鈴木淳子学校教育課長** コロナ禍における体育の授業等につきましては、県の通知を受けまして、各小中学校宛てに体育の授業等においてはマスクを外して授業を行う等の通知について周知を図っているところであります。

**○漆山光春議長** 「11番石垣光洋議員」

**○11番（石垣光洋議員）** 言つては悪いですけれ

どもこの事案は、子供を守るのは大人の責任なので、指導があるからとか何とかではなくて、現場で子供の体調を見ながらやるべきだろうとは思っています。まず大人が子供を守る、そういう意識を持って、コロナ禍での体育ということで指導はお願いをしたいと思っています。

次に、中学生のメンタルヘルスということで、「いのちの教育」についてお伺いします。

心の問題を考えるための副読本というのが群馬県やいろんな自治体の事例なんかを見ていると出てきます。

町長答弁では、「学年主任制」ということで先生たちが面談を行うということでございすけれども、そこまでいかないうちに、パンフレット等で各生徒に自分の心や体、そこら辺の変異について理解していく、あとその解決方法も副読本みたいなものには載っておりますので、そういうものを見て、各人でいろんな課題が一人一人あると思います。全ての問題について先生たちが答えられるわけでもない、そこら辺については自分で考えられる人もいます。思春期には誰もがいろいろな問題で悩むものでありますけれども、その悩みを乗り越えていくことが人としての成長につながります。ですから、多くの問題で悩むという経験を持つことはよいことです。それによって心が強くなり、将来出会う問題をうまく解決する方法を身につけることもできると思います。また、高校、あるいは社会に出てからも、そういう心と上手に付き合う方法、対処する方法などが分からなくなってしまったときに、あるいはこの「いのちの教育」について学んだことなどが自分で自分を解決に向かわせる方向になると思います。副読本など、前向きな検討をお願いしたいと思いますが、考えを伺います。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 学校以外での相談窓口

としまして、教育委員会のほうではカウンセリング、教育相談のご案内ということで、教育相談員、適応指導教室、スクールカウンセラーのほかに、山形県の教育センター、村山教育事務所、寒河江警察署生活安全課ということで、チラシを保護者の方宛てに渡しております。その中で、県の教育センターのほうでは「いじめ24時間相談ダイヤル」でありますとか「子供SOSダイヤル」というのもありますので、保護者の方、あと児童生徒にも気軽にご相談していただきたいということで、ご案内をしているところです。

自殺予防においては、町長答弁にもありましたけれども、自分の本心が言えること、あと話を聞いてくれる人がいること、あと共感してくれる人がいること、そのようなことが重要でありますので、学校の中におきましても引き続き相談しやすい体制づくりというのに努めてまいりたいと考えております。

○漆山光春議長 「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 一人一人相談しやすい状況ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

自分の心との向き合い方を学べば、日本の場合40歳代ぐらいまで死因の1位は自殺ということですので、そういう困難な状況に追い込まれた場合であっても自殺まで行かないで済むような、そういう心のテクニックと云っては何ですけれども、そういうことができるようになると思ひますので、引き続き、毎年のことなんでしょうけれども、先生方もスキルアップはしていくんでしょうけれども、そこら辺は社会状況を見ながら適切に対応をお願ひしたいと思ひます。

あと、自殺対策として、住民への啓発と周知についてお伺ひしたいと思ひます。

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こる危機であります。危機に陥った場合に

は、誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があると思います。家族として、あるいは地域の人間として、また職業人として、自分と周りの人たちがよりよく生きやすくなるために、自分に何ができるかを考えようとするのであれば、いろいろなこういう住民への啓発、周知も行政として必要だと思います。啓発や周知、あるいは保健師による専門家の講演など、考えられるのかお伺いしたいと思います。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 町長答弁にもありましたけれども、河北町におきまして平成31年3月に河北町自殺対策計画を策定させていただきました。この内容としましては、自殺に追い込まれるような方を見つけたら、町民一人一人みんながゲートキーパーとなって、公的機関につないでいただく、そういった形で呼びかけをさせていただいているところでございます。そういったことで、河北町の自殺者数は毎年減っているのが現状でございます。心の健康といいますか、自殺対策計画を策定して以来、そういったことに力を入れながら、講演とかそういったものもさせていただいているところでございます。今後とも自殺対策には力を入れていきたいというふうに思っております。

○漆山光春議長 「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 交通事故では死亡事故ゼロを目指すということになります。同じように、自殺でもゼロを目指すのが当たり前だと思います。また、コロナについても死亡者ゼロを目指す。何でも、災害や社会のこういう事案についてはゼロを目指す、そういう気持ちで対策を行っていただきたいと思います。終わります。

○漆山光春議長 以上で11番石垣光洋議員の一般

質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日6月8日は午前9時までご参集願います。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

午後3時22分 散 会

